マンダナミシュラ(Maṇḍanamiśra)の年代については、ダス・グプタ(S. Dasgupta)は西暦八○○年という年 序 伊 原 照 蓮

(S. Kuppuswami Sastri)は西暦六一五年——六九五年という年代をこれに与えた。 その後 中村博士はシャンカラ 号をこれに附し、またマンダナの主著『ブラフマシッディ』(Brahmasiddhi)の編者クップスワミ ・ シャーストリ

を中心とする諸哲学者の一人としてマンダナの活動年代を西暦六七〇年――七二〇年とする有力な説を提示された。(4)

もう一度考え直してみる必要に迫られたわけである。それゆえ本稿ではチベット史研究の成果を考慮に入れた上で、 れていることに気付いた。これはチベットの碑文その他が発見・研究せられた結果である。そこでマンダナの年代も た。ところがその後、その年代推定の基礎となっている中国史料の記述がチベット史関係の学者によって誤りとせら 中村博士の年代推定は中国史料に基くもので殆んど動かすことのできないものと考えられ、筆者もこれに 従っ てい マンダナの年代を再検討してみることにする。 なおこれはいまさらいうまでもないことかとおもうが、インドの思想家の年代を問題とする際、特別の事情にある

1

場合を除いて、そこにえられるのは作業仮説としての年代であると筆者は考える。マンダナの年代推定についていえ

ば、中国史料によって――直接的にせよ間接的にせよ――確かめられる部分からは、ほぼ確定的な実年代 が えら れ る。しかしそれ以上は、各思想家間の相対的前後関係がある程度知られるのみであり、そこから実年代を推定するこ とは元来無理である。各思想家それぞれの著作の範囲が決定され、その間の前後関係・思想の発展等があきらかにさ

ことといわなければならない。したがって研究の現段階で示される年代とは、作業仮説としての年代の提示に外なら

れることが先決条件であろう。しかしインド学の現状からいえば、この先決条件が満たされることすら、遠い将来の

はしかしクップスワミ・シャーストリの論を全面的にくつがえすものではないので、スレーシヴラの著作は考慮に入 により、ついでクップスワミ・シャーストリによって、否定せられた。最近これに対して反論が加えられたが、それ(?) れないで、マンダナの年代を考察していくことにする。 ってスレーシプラと改名した、というマンナダナとスレーシブラとの同一人説は、最初ヒリヤンナ(M. Hiriyanna) 最後にスレーシザラ(Sureśvara)との関係について一言しておく。 マンダナがシャンカラに逢ってその弟子とな

BS.: Brahmasiddhi, Madras 1937 (Madras Government Oriental Mss. Ser., No.4)

中村博士『初期』:『初期のヴェーダーンタ哲学』

『発展』:『ヴェーダーンタ哲学の発展』

VV.: Vidhiviveka, the Pandit, new series 25~28

Nyāyakaņikā

E. Frauwallner, Landmarks: Landmarks in the History of Indian Logic. WZKSO. V. 1961. pp. 125 ff.

佐藤氏『古代』:佐藤長氏『古代チベット史研究』上巻 下巻

ţì

5

(中村博士『インド紀行』春秋社、

一六三頁)。

である。

なおシュリンゲーリのシャンカラ派の本山でもマンダナとスレーシヴラとは彫像が別個に刻せられていると

- 1 その著作については拙稿「マンダナ・ミシュラの著作」 (『岩井博士古稀記念論文集』
- (\alpha) HIPh. vol. II p. 87
- (α) BS. Introduction lyiii
- (5) 筆者にこのことを気付かせた端緒となっ(3) 中村博士『初期』一一四頁
- (6) BS. Introduction xxiv ff.(7) R. Balasubramaniyan, Ide

11. No. 1, 1960 pp. 33 ff.) である。

たのは中村博士の労作に対する G. Morichini の書評 (East and West, vol.

8 また仮に同一人であったとしても、その改宗以前と以後とでは思想が異るわけであるから、改宗以前の思想は改宗以後 時代の著作における、マンダナの著作からの引用乃至それへの関説からみて、別人である可能性の方が遙に大である。 0 はみとめる。しかしそれは思想の展開――シャンカラによる回心をはさんでの――と も 考 え ることができるのであっ R. Balasubramaniyan, Identity of Maṇḍanamiśra. JAOS. vol. 82 no. 4 (pp. 522 ff.) 1962 それとは切りはなして別個に取扱うことができるはずであり、思想史としては充分意味をもちうるとおもう。 Balasubramaniyan の所論の要点はつぎの如くである。マンダナとスレーシヷラとの間には、学説の相 マンダナとスレーシヴラとが同一人でありうる可能性がまったくないとはいえない。しかしマンダナに比較的近い 同一人たることを必ずしも否定するものではないと。世親の場合などをおもい合わせるとそれはそのと に中村博士(『発展』二四八頁以下) P. Hacker (Untersuchungen über Texte des frühen Advaitavāda) も別 異が おりであっ

ンダナの年代は、 上限をダルマキールティ(Dharmakirti)、下限をシャーンタラクシタ(Sāntarasita)及びカ

マラシーラ(Kamalaśila)に一応求めることができる。ダルマキールティと、シャーンタラクシタ及びカマラシーラ

とは、中国史料との関係から、ほぼ確定的な実年代がえられるので、まずこの点の検討から始めよう。 マンダナとダルマキールティとの関係については、前者の著作『スポータシッディ』(Sphotasiddhi)の中に、ダ

した。またマンダナはその比較的初期の作品である『ヴィディヴィヴェーカ』(Vidhiviveka)の中で現量(pratyaksa)(~) 致することである」(arthakriyāsaṃvāditvamabhrāntatvaṃ)という敵者の見解も示される。そしてこの一節の末尾で という敵者の主張が掲げられる。そして「分別」(kalpanā)の概念にマンダナの立場からの批判が加えられた後に、 を論じているが、その中でまず、「現量の定義は分別を除くことである」(kalpanāpoḍhatvam pratyakṣalakṣaṇam) ルマキールティの『プラマーナヷールティカ』(Pramāṇavārtika)からのかなり長文の引用があることはすでに指摘 さらに「迷乱性」(bhrāntatā)とはいかなることかが問われる。そこでは「迷乱なきこととは、有効な働きをもち合 マンダナはつぎのようにいう。

vajñajñāna) ということが現量の定義に適合する。『分別を除くもの』(kalpanāpoḍham) ということは現量の定義 に適合しない。『迷乱なきもの』(abhrāntam)ということも、現量の定義に適合しない。」。 「したがって(迷乱と分別の両者は附託 samāropa の性質という点で同一であるのだから)『一切知者の知』(sar-(5)

批判の対象にとりあげているということになる。ダルマキールティの年代西暦六五〇年前後はほとんど動かすことが できないから、マンダナの年代は六五〇年を上限とすると考えてよかろう。 の学説であることは、あきらかである。結局マンダナは、その比較的初期の作品においてすでにダルマキールティを ザーチャスパティの説明をまつまでもなく、ここでのマンダナの批判の対象がディグナーガ及びダルマキールティ

つぎに下限を考えてみる。そのためにまずカマラシーラとマンダナとの関係を検討しよう。この両者の関係は、⑴

パニシャド論者の主張がマンダナを直接指す如く解しているが、年代論の資料としては根拠薄弱のようにおもえるの(エン) ṃgrahapañjikā p. 812. l. 11-p. 813. l. 5)がウムヴェーカの文(Ślokavārtikavyākhyā p. 53. l. 25--p. 54. l. 17)のやや 引用では「ウヴェーヤカ曰く」(Uveyakastvāha)とある)。しかし検索の結果カマラシーラの示すところ (Tattvasa-2)そのウムヴェーカの言がカマラシーラによって引用されていること、によって知られる。このことは中村博士によ ウムヴェーカ(Umveka)がマンダナの著作『バーヴナーヴィヴェーカ』(Bhāvanāviveka)に註を書いていること、 限とすることは確実といえよう。つぎにシャーンタラクシタとマンダナとの関係であるが、この両者の関係について 自由な引用であることを確かめることができた。これによってウムヴェーカ、さらにマンダナがカマラシーラを最下(エエ) で、採用することはできない。しかし上述の如き、カマラシーラとマンダナとの関係からみて、マンダナがシャーン は確実な資料は見当らない。ハッカー(P. Hacker)は『タットヴサムグラハ』三二八頌——三二九頌に示されたウ ってすでに指摘されているところである。ただ第二の点、すなわちカマラシーラの引用している文章が果してウムヴ タラクシタより前であることはほぼ確実といえよう。 ーカからの引用であるかどうかという点、について筆者としては若干の危惧がないではなかった(カマラシーラの

さてシャーンタラクシタとカマラシーラの年代であるが、まず前者について述べる。『プトン仏教史』及び『デプさてシャーンタラクシタとカマラシーラの年代であるが、まず前者について述べる。『プトン仏教史』及び『デ

た(プトン、デプテル)。回シャーンタラクシタはサムイェ(Bsam yes)寺建立の計画に参画、同寺は丁卯の年に基 テルグムポーによると、(16) に入った。その後起った災害を口実に排仏派によって追われ、ネパールに去った。さらにその後再度チベットに入っ (f)シャーンタラクシタはティソンデツェン (Khri sron lde btsan) 王の時招かれてチベット

出家した。シャーンタラクシタはその際のケムポとなった(プトン)。口「ラサの法論」を予言して(すなわち、「ラ 癸卯の年に完成した。 そして十三年間同寺に住した(プトン)。 27未の年に七人のチベット人が正式に

(256)

プテル)。大要以上である。

サの法論」の前に)、馬に蹴られて死んだ(プトン)。因サムイェ寺は卯の年から未の年までかかって建立された(デ

及びこれに類似の記載が誤りであることがあきらかにせられた。ティソンデツェンの誕生は西暦七四二年、即位は西(ミニ) タラクシタ及びカマラシーラの年代推定の基礎となっていた。しかるにポタラ碑文の研究によりこの『新唐書』の記載 となる。ティソンデツェンの死は『新唐書』の記載により天宝十四年(西暦七五五年)と従来考えられ、これがシャーン そこでシャーンタラクシタの年代を知るためには、ティソンデツェン王の年代とサムイェ寺建立の年代が手がかり

Tucci)は最初西暦七九一年説をとったが、後に改めて佐藤氏と同じく西暦七七九年なりとした。 これはもっとも可 曆七五四年王十三歳の時とされる。つぎにサムイェ寺建立の年代であるが、佐藤氏は西曆七七九年とし、ツッチ (G.

れば、その死は西暦七九〇年前後となろう。なおシャーンタラクシタの第一回チベット入国の時期を推定する資料と(マホン) 能性のある年号と考える。プトンの記する如く(上記)、シャーンタラクシタがサムイェ寺に十三年住していたとす しては、フラウワルネルの指摘する如く、テイソンデツェンの第二詔勅を看過すべきではなかろう。それによると、テしては、フラウワルネルの指摘(ミメ゙

タラクシタは、 から、シャーンタラクシタの第一回チベット入国の時期は西暦七六一年以降ということになる。したがってシャーン になったときに、災と凶兆があり、その後仏教が行われるようになったという。この記事は大体信じてよいであろう ィソンデツェン王が即位してからも、その初期の中は仏教を禁ずる法律が行われていた。王が二十歳(西暦七六一年) およそ七六〇年頃まではインドで文学活動に従事しており、そして『タットヷサムグラハ』はその間

死後チベットに招かれ、所謂「ラサの法論」において中国の「大乗和尚」と対論、これに打ち克った。その後間もな つぎにカマラシーラについて考察する。カラマシーラはシャーンタラクシタの弟子であり、シャーンタラクシタの

の著作と考えてよかろう。

年から同七九四年の初め、にかけて行われたとみるのがドゥミエビル サの法論」は敦煌が決定的にチベットの手中に入った七八七年の後の、 そのカマラシーラによって引用されているのであるから、ウムヴェーカの年代の下限は、八世紀後半とみるべきであ シーラのインドでの活動時期はおよそ七五〇年――七九〇年、すなわち八世紀の後半と考えられる。 カマラシーラはまたシャーンタラクシタの第一回チベット入国以前にその弟子となっていたのであろうから、カマラ 一般に同意をえている。とすればカマラシーラは七九〇年頃チベットに入り、七九五年頃殺されたとみてよかろう。 異教徒によって暗殺された。カマラシーラの年代を知るためには、(※) マンダナはそのウムヴェーカより前ということになる。 (P. Demiéville) の見解であり、この見解は 申年から戍年の初め、換言すれば西暦七九二 「ラサの法論」の年代が重要であるが、 ウムヴェ ーカは 「ラ

マンダナの年代についてほぼ確実に言えることは、六五〇年頃から八世紀後半の間ということになる。

- î 拙稿「マンダナ・ミシュラの著作」(上掲)参照 拙稿「仏教と文典派」(『日本仏教学会年報』第二十六号)
- 3 VV. p. 184. l. 3.

2

4 VV. p. 193. l. 2

5

bhrāntikalpanayoh samāroparūpeņaikye sati..... (NK. p. 194 l. 21.)

- 6 pratyakṣalakṣaṇmanveti. (nāþy を NK.p.194 l.23によって挿入。pratyakṣal。の前の na はとる。 VV.p.194.1.1—p. 195.1.1. ただしつぎの形でよむ。tathā ca sarvajñajñānaṃ na kalpanāpoḍham nōpyabhrāntamiti 註釈の文体になってしまい、マンダナの本文にあったとは考えられない。おそらく NK. p. 194. l. 24 にならっ 筆写の際誤って混入したものであろう。) との na がある
- (7)「迷乱性」とはなにか、と問うマンダナの文章を注する箇所で $Var{a}$ caspati はつぎの如くいう。 ······dinnā gasyaiva kalpanāpoḍhamātraṃ prayakṣalakṣaṇamapi tu tadevābhrāntatvasahitaṃ pratyakṣalakṣaṇamiti

bhrāntatvam apratyakṣatayā vyākhyātam/tadetadvikalpya dūṣayati kā punariya $m{n}$ bhrāntitā $m{?} \cdots (ext{NK. p.192. } ll.17$ manyate sma kirttih/yathāha 'pratyakṣaṃ kalpanāpoḍhamabhrāntam' iti/etenābhrāntaviseṣanopādānena···keṣādijnāne

- 8 wallner, Landmarks. pp. 137 ff. 金倉博士『印度精神文化の研究』三一三頁。なお同書三五七頁をもみよ。中村博士『初期』一○四頁以下。E. Frau-
- 中村博士『初期』一一四頁
- 氏より借覧することができた。記して謝意を表したい。 Slokavārtikavyākhyā (Tātparyatīkā) of Bhattombeka, Madras University Sanskrit Ser. No.13. 本書は戸崎宏正
- 11 文章はすべて pañjikā では省略されている。しかし内容は合致する。以下に冒頭の部分を対比して示しておく。 panjikā の文は、vyākhyā のそれと若干の字句・表現を異にする箇所がある。また vyākhyā が典拠として挙げている

Uveyakastvāha... Tattvasaṃgrahapañjikā (vol. II. p.812. il.11-13)

ņyam, yathā śuktikāyām rajatajnānasya/ dhātmakatve yatrārthāvisamvāditvam nāsti tatrāprāmātarhi?, arthāvisamvāditvam / tathāhi---satyapi bona bodhātmakatvam nāma jñānānām prāmānyam, kim

> Ślokavārtikavyākhyā(p.53. 1.25—p.54. 1.1) nāsti, tatrāprāmāņyam yathā śuktikāyām rajatavam prāmāņyamavgamyate, na tathāhi—satyapi bodhakatve …pramāņānāmanvayavyatirekābhyām arthāvisamvādityatrāvisamvāditvam bodhakatvamātram

jnanasya:

- P. Hacker, Vivarta. 中村博士『初期』三七八頁以下に翻訳が、また三九二頁以下に解説がある。 pp.319-320
- ラクシタにはマンダナの著作は直接知られてはいなかったのではないかとおもわれる。ほとんど同時代と考 えら れる き場合(例えば現量の定義)にも、マンダナにふれていない点等からみて Tattvasangraha を著した時のシャーンタ その理由はこうである。すなわち、シャーンタラクシタがマンダナを知っているということは年代的には勿論可能 との三つの書物を詳細に検討したわけではないから断言はできないが、当然マンダナの主張が問題とされて然るべ しかし筆者の検索の結果では、マンダナの BS. 及び VV. の頌は Tattvasaṃgraha に一頌も引用されていな

うである。そのことは頌の教(第一章三頌、第二章三十三頌、第三章百八十三頌、第四章十二頌)からもう か vivarta と pariṇāmaを同義語の如く使用している。との点では、シャーンタラクシタの示すウパニシャド論者の主張と マンダナの所論とは合致する。しかし BS. の中におけるマンダナの力点はその第二章、第三章の方におかれているよ Karnakagomin っていれば、最高の実在を vijnāna なりとするヴェーダーンタの見解がマンダナとは別にあり、それをマンダナもうけ 第一章では従来のヴェーダーンタ学説及びその問題点を紹介しているという印象をうける。筆者のみるところが当 (後述)がウムヴェーカ、マンダナを引用していることを考え合わせると、この感が深い。以上が第一 マンダナは BS. 第一章で prajāpati を vijāāna なりと説き (特に BS. p.25. 11.24 ff.)、また がえよ

- 15 つぎ紹介し、シャーンタラクシタも、その見解を紹介・批判しているようにおもわれる。 History of Buddhism by Bu-ston, tr. by Obermiller, II. pp.187-191. 佐藤氏『古代』八五四頁
- (17) 中村博士『初期』一一一頁

The Blue Annals, part one, by G.N. Roerich.pp.42-44

- ばならない。 佐藤氏『古代』二四頁以下。ポタラ碑文により、広徳元年(西暦七六三年)唐の長安へチベット軍が侵入した際の ット王がティソンデツェン王であることが確実に知られる。したがって西暦七五五年没とする記述は誤りとしなけ
- 19 ネル(Landmarks,p.142)も同一資料によって誕生を西暦七四二年とする。なお誕生を西暦七四二年とすると、ティ 佐藤氏『古代』五○六頁以下。これは『年代記』(DTH. tx. p.26, tr. p.51) によったものであるが、 - 中村博士『初期』──○頁参照)と合致しなくなる。この点については佐藤氏『古代』五一一頁以下をみよ。 ンデツェン王を金城公主(西暦七一○年チベット王室に嫁し、西暦七三九年没す)の子とする、プトン等の記述(な
- $\widehat{20}$ 佐藤氏『古代』五〇一頁以下、五〇六頁以下、五七九頁以下参照。フラウワネルは七五五年とする (Landmarks,
- (21) 佐藤氏『古代』七六七頁以下。なお六六頁以下をもみよ。
- $\widehat{22}$ G.Tucci, The Tombs of the Tibetan Kings, Roma 1950, p.81, note 85) (本書も戸崎宏正氏より借覧すること 謝意を表したい。)これに対する佐藤氏の批評『古代』七六八頁以下
- (32) G. Tucci, Minor Buddhist Texts. part II, Roma 1958 pp.28 ff; p.285 フラウワルネルもおおむねこの説によ

っしいる。Landmarks, p.142

ではなっています。

- 24 シタの没年を西暦七八八年とする(Landmarks:p.143)。もし西暦七七九年から起算すれば西暦七九一年が没 年 と な フラウワルネルは、サムイェ寺建立開始を西暦七七五年とし、それから十三年同寺に住したとみて、シャーンタラク
- $\widehat{25}$ Landmarks. p.142

る。いずれとしても大差はない。

- 佐藤氏『古代』七七五頁
- 中村博士『初期』一一〇頁
- E.Frauwallner, Landmarks. pp.143-144
- G.Tucci, Minor Buddhist Texts. part II. pp. 43 ff. P.Demiéville, Le Concile de Lhasa, paris.1952. pp. 176 ff. なお雑誌『東洋史研究』第一七巻第四号一〇〇頁
- 佐藤氏(『古代』八〇五頁以下)、ツッチ(Minor Buddhist Texts. part II. p.30)、フラウワルネル(Landmarks
- p.144) が同意している。

ヤ(Lalitāditya)王と戦って敗れたこと、が知られているから、ウムヴェーカの年代は八世紀前半というこ と に な(゚) の保護の下にあった詩人バヴプーティ(Bhavabhūti) と同一人であることがみとめられれば、ヤショープルマン王 できる。すなわちすでに指摘されている如く、もしウムヴェーカがカナウヂのヤショーヴルマン(Yaśovarman)王 については、①西暦七三一年中国へ大使を派遣していること、②その九年か十年後、カシミールのラリターディトゥ めることはできないであろうか。これについては、つぎのような事情を考慮に入れて、一応の想定年代を示すことは ンダナの年代についてほぼ確実にいえることは以上のとおりである。ではこれ以上その年代の上の 間 隔 を せば

......

1570年の経済者では今後

の註釈において、多くの箇所で alternative reading, alternative meaning を挙げているから、両者の年代の上の間の ムヴェー ンダナもクマーリラの弟子といわれる。ウムヴェーカはマンダナの著作にも註釈を書いているのであるから、 ところで伝説によれば、ウムヴェーカはクマーリラの弟子であって、その著『シュローカヴールティカヴヤークヤ したがってマンダナはそれ以前ということになり、一応七世紀後半がマンダナの年代として想定される。 (Slokvārtikavyākhyā) は、クマーリラの子ヂャヤミシュラ (Jayamiśra) と協力して作ったものという。 カはマンダナの後輩ということになろう。しかしウムヴェーカは、マンダナの著『バーヴナーヴィヴェーカ』 またマ

あるが、ただその活動時期の中心を二十年程度引き上げて考えるわけである。これはしかしウムヴェーカとバヴブー 作業仮説として一応みとめることができよう。別言すれば中村博土の示された西暦六七〇年――七二〇年と同時代で 以上の諸条件を考慮して、マンダナの活動時期を西暦六七〇年 ――六八〇年を中心とするその前後とすることは、

隔を余りせばめることはできない。

ティの同一人説が成立った場合のことであって、極めて暫定的仮説といわなければならない。

ゴーミンはウムヴェーカを引用している。それゆえカルナカゴーミンの年代の上限は、もしウムヴェーカとバヴブー(?) の年代について附言しておきたい。ダルマキールティの『ブラマーナヴールティカ』に対する、シャークヤマティの なお最後にウムヴェーカの年代と関連してシャークヤマティ (Sākyamati) 及びカルナカゴーミン(Karṇakagomin) カルナカゴーミンの註とが合致する点から、前者が後者に依存していることが指摘された。ところでカルナカ

ティとの同一人説が成立つならば八世紀前半と考えることができよう。シャークヤマティはそれよりさらに後という

ムヴェーカとバヴブーティとの同一人説がみとめられるならば、上記の理由によりこれは早きに失することになる。

フラウワルネルは、シャークヤマティに西暦六六○年──七二○年という年代を附しているが、もしウ(®) 11

- 1 中村博士『初期』一一四頁
- $\widehat{\underline{2}}$ クップスワミシャーストリ (Tattvadindu, Annamalai Univ. Skt. Ser. No.3 pp.44 ff.) も同一人とみる。しかし 中村博士の指摘されている外、P.V.Kane (History of Dharmaśāstra vol.1 1930.p.263) も同一人説をとる。また
- 3 これには反対意見もある(中村博士の指摘されている外、Tattvabindu, op. cit. pp.45-46) V.A.Smith, Early History of India. 2nd ed. p.349
- (4) Tattvabindu, op. cit. p.44 ff.ただし Jayamiśra, Ślokavārtikavyākhyā の校訂者 Kunhan Raja はこの伝説を疑
- っている。 (出版本 Introduction)
- 6 R. Gnoli, The Pramāņavārtikam 1960

拙稿「マンダナミシュラの著作」(上掲)

(a) Karņakagomin's tīkā p.21 11.2-13

5

- (c) op. cit. p.497 11.19-25 (b) op. cit. p.88 ll.17-19
- Landmarks. p.145 (a)=Ślokavārtikavyākhyā p.306 11.7-16. (b)=Ślokavārtikavyākhyā p.308. 11. 16-18. μ. κ. φ.

神 経 症 罪

その心理学的理解と宗教の立場

the same was the second of the

賢

田

治

罪悪感の精神分析学的理解

犯してはならないことを自覚しながら然もなお現実に犯してしまったある罪悪行為に対する懲罰恐怖に起因している 的反映であると理解される。従って、不安心情の一類型である罪悪感(guilt feeling)は、神経症者における良心(超 のではなく、 フロイド的精神分析学の理論に従えば、 つまり、そのような行為への衝動的欲求とそれを抑圧する自我機能(防衛機制)との間に生ずる葛藤の無意識 むしろ実際には犯す勇気をすら持ち合わせていない行為に対して、或はそれを犯すかも知れないという 神経症の主兆候として経験される不安心情は、行為主体としての個人が、

不安心情の基本型だと考えられる。従って、精神分析学的治療の対象となるのは、これとは異なる第二・第三の類型に属する (moral anxiety) が即ちそれである。第一の現実不安は、外在する明確な危険に対応するもので、正常な心的機能にもとづく 不安心情である。第二の神経症的不安の中には、非常に多くの副次類型が含まれるが、それに共通する性格は、無意識的欲求 フロイドは不安 (anxiety) を三つに大別した。現実不安 (reality anxiety)・神経症的不安 (neurotic anxiety) ・道徳不安

自我機能)の過剰にもとづくものと判断されるわけである。

ع 罪

神 経 症

Ì

としての所謂本能が、自我及び超自我機能の抑制を超えて衝動的行為を起しはしないかという恐れによって特色づけられる。

本能恐怖 (fear of id) と呼んでもよい。これに対して、第三の道徳不安は、超自我恐怖に基づく純粋に内的な不安であり、

般に罪悪感と名付けられる心情を指している。

る。 № (F.Alexander: "Fundamentals of Psychoanalysis." Norton, '48)° う。そのことは、例えばアレキサンダーの不安と罪悪感の関係についての考察を参照しても、充分に推測しうると ころ で あ 64)、不安心情と罪悪感という両概念は、相互補足的に、或は相互にこれを代用して使用しても決して誤りではない 筈で あ 安感情であるというそのことにおいて、すでに超自我機能の作用と不可分な現象であることを、忘れるわけにはゆかない。従 って、アデンが指摘するように (LeRoy Aden: "Distortions of a Sense of Guilt." Pastoral Psychology, Vol.15, No.141, に混同することは確かに誤りだといわなければならないだろう。しかし、一方では、神経症的不安と雖も、それがそもそも不 不安心情に関する以上の分類と素描からも明らかなように、典型的な神経症的不安と、罪悪感としての道徳不安とを、 フロイドが道徳不安として罪悪感を特に区別したのは、類型による純粋な概念化を目的としたものだと見ることが出来よ

間関係を強制するものとしての社会そのもの、の中にあると考えられることになる。 ろ無邪気な犠牲者だとすら見做されるわけである。 行為との直接的な関係如何に拘わらず、罪悪感をもつ主体としての責任を問われることがないばかりではなく、 る。その原理に従えば、神経症的罪悪感の由来と、これに対する責任は、神経症者自身にあるのではなく、 分析学の理論は、その脊景に、人格成長と、自我機能のダイナミズムに関する独特な体系のあることを予 想 せ し め 人間の基本的な欲求の解発を罪悪視し、これを抑圧することを余儀なくさせた父母、或はその脊景となる、特定の人 神経症者のもつ罪悪感が、良心過剰、即ち自己の良心を恐れる無意識な心的過程に起因しているとする精神 換言すれば、 神経症者は、 むし 罪悪

理解には、決定的に対立せざるを得ない何かがあるといわなければならない。もちろん精神分析学と雖も、 出そうとする宗教の立場からすれば、以上の記述によって明らかなように、フロイド的精神分析学の罪悪感及神経症 宗教によって種々異なるニュアンスがあるとはいえ、多くの場合、 信仰主体の側における罪悪感に重要な意味を見 その臨床

.-(-K

てはいないように思われる。宗教が精神分析学的罪悪感の分析、及び自我機能の分析を通じての人間理解に、 な理解がなされた場合においてすら、そこには、主体の側における積極的な価値判断と、それへの決断と行為によっ 的な治療のテクニイクと治療目的をまで考慮に入れて検討するなら、神経症的疾病状態に陥入っている主体の側にお て「かくあらねばならぬ」とする存在への関与にもとづいた罪悪感が、何らかの意味づけをなされる余地は与えられ 特に自我機能の自律性を、全く予想していないとすることは極めて困難であるが、しかし、例えそのよう

得ない根本理由の一つはここにある。

Educational Review, Vol. 32, No. 4, '62)、筆者にとっては力強い証言だといわなければならない。 ことの行われるべき時期であることを指摘しているが(G. W. Allport: "Psychological Models for Guidance." Harvard 題に関与しうると考えている。G·W·オルポートは、人格心理学の分野においてこのことの必要性を提唱し、現在は将にその とを、それが偶々共通の主題を取扱っている場合があるからといって、直ちに関聯づけて論じようとすることは誤りである、と 規範を求めようとする立場に立つ宗教と、価値的・哲学的前提を離れて出来るだけ記述学としての立場を守ろうとする心理学 いう議論がありうるかも知れない。しかし筆者は、記述を主とする心理学と雖も、その科学性を傷つけることなく、規範の問 ることは、多くの論者によって指摘されてきた。しかしそれでもなお、常に規範的な立場から出発しようとし、或はまた常に 精神分析学が、科学としての理論と治療的実修の体系であることを超えて、ある特定の哲学的・価値的前提を持つものであ

二、自責感の機能評価

度なものとするばかりではなく、現実に罪悪行為を犯さしめることになるのだという非難が含まれている。この問題 については、既にその一部を論ずる機会があったが(拙稿「罪の心理と神道」神道宗教・第三十四号)、ここでは本論の主題 罪悪感のもつ機能の評価と神経症の病因論に関聯して、精神分析学者の行う宗教批判の中には、宗教の説く罪悪観 罪悪感の中心機能である自責の念 (self-condemnation) を強め、その故に却って、神経症的疾病状態を更に強

に関係する範囲で、多少補足的に述べておきたい。

的機能を表明するものというよりは、

じられてきた。 自責感の第一次的顕在形式である自己懲罰への欲求が、 精神分析学者のこれに対する態度は、 神経症の被虐症傾向を示すものであり、 極めて顕著な傾性であることはしばしば指摘され、 従って病者の健康 また論

例えば、 宗教的オリエンテイションに導かれた人々は、 自からも精神分裂病(早病性痴呆 catatonic dementia praecox)の病歴を持ち、 むしろ不合理な一つの病態以外の何者でもないというところにあっ 同一事象に対して、全く対立する判断、 その故に、 或は評価を キ

しての自責感は、 ている く可能性をもった自己懲罰の欲求が、むしろその表層的な機能とは裏腹に、 リスト教と精神治療の関係する研究分野に、最初の鍬を打ち下したボイゼンは、重症の精神病(psychosis)にすら導 いており、その故に、 (A. T. Boilen: 一面において神経症及機能的精神病の病因とも考えられるが、 自から積極的に自己存在への責任をとろうとすることの現れであるという見解を、 "The Exploration of the Inner World" '36')。このような見解に従えば、 人間の持つ治癒への自然な生命力に基づ 他面、それ自身が同時に、 罪悪感の顕 夙に表明し 治癒力の 在形式と

症的状態からの解放は、 果として、そこでは宗教の説くような精神的・霊的自己は、理論的に未分化なままに放置されている。 精神分析学の立場は、 超自我(良心)の過当な要求に基づく道徳的欲求の基準を解消する方向に求められる。 人間の主体的な自己同一性(self-identity)を、 心理学的次元の自我に求めている。 従って、 神経 神経 の結

表現でもあるということになる。このような機能評価、

判断の相違は、

いったい何に起因するのであろうか

残された問題は、 このような治療方法及人間理解からは、 主体的な自己決断に基づく道徳的責任感の成長は期待 意

識

O

解放を主導する限りにおいて、

症者の持つ道徳意識が、

本来、

他動的

権威主義的な性格によって色付けられているのであるから、 精神分析学的治療法が全く誤りであるとはいえない

か も知

れ

な

そのような道徳

することが難しいというところにある。

能的に否定せられるべきではなく、逆に積極的な評価を与えられなければならない。それが宗教の立場から下される むしろ、自己の人格たりうる資格を示しているのだという、逆説的な人間評価の問題が秘められている。罪悪感は機 ことを知らないままに放置せられることになるからである。ここには、神経症者が神経症者たりうることによって、 な思考前提に立つ限り、罪悪行為を犯しながら全く罪責感を持つことのない人格に対して、われわれは何等なすべき 精神分析学者の行う宗教的罪悪感への批判に対して、宗教がこれに完全な同調の態度を示し得ないのは、そのよう

、神経症は病か罪か

る限り、 らである。そうして、このような疑問は、宗教の立場から精神治療及カウンセリングの分野にかかわりを持とうとす 的に判断せられる疾病概念には、単なる記述的立場を超える事実への価値的態度が、大前提として予想されているか は 決定的な理解の相違を示しているという事実は、単にそれだけの問題として留まるのではなく、更に神経症そのもの いるように、果して心理的・精神的疾病であるのか、それとも、神経症そのものが将に罪なのだと評価されるべきで 理解にも、 ないのかということである。 神経症の心的主兆侯の一つである罪悪感についての機能評価が、以上に述べた如く、精神分析学と宗教との間で、 態度決定を迫られる基本的な課題の一つであると、いうことが出来るだろう。 重要な疑問を投げかけることになる。即ち、神経症は、一般に精神分析学及精神治療学の立場が認めて この疑問は、 一見して受ける印象ほど、決して矛盾した問いかけではない。

神経症が病気ではなく罪であるという評価は、マウラーによって最も尖鋭な形で提起されている(O. H. Mowrer:

得ない根本の理由は、自己に対する存在の責任を、自己自からの内に負おうとしないところに由来している。 "The Crisis in Psychiatry and Religion." Van Nostrand, '61)° 彼の見解に従えば、 神経症者がその心的状態から脱却し

者の持つ罪悪感は、 書一六八頁)。精神病及神経症をも含む問題領域の根本的な解決は、それを病としてではなく、罪として扱うことにあ しめるばかりではなく、 ではなく、自己の実践行動に対する道徳的自己評価の結果に外ならないとされる。従って、 「疾病」という判断形式によって、一切の道徳的な観念の導入を拒否することは、 同様な基本的事実評価についての誤りがあり、 反社会的行動現象の説明に当って、それは社会全体が病んでいるからであるというような言い方がなされる場 決して、 更に、人格成長の方向を決定的に誤まらしめるものですらあると考えられる。 衝動的な欲求と過大に成長した超自我機能との葛藤による空虚な懲罰欲求に起因するの 疾病概念が不当に拡大使用されていると主張するのである 問題の解決を根本的に不可能なら 神経症の治 今日、 療に 際し、 犯罪そ

るとするのが彼の見解である。

comparative study." Pastoral Psychology, Vol.14, No. 139)° 態として理解するよりも、 点にあるとし、この自己自身への不誠実に罪を見ようとしている by the Psychotherapeutic Process." Journal of Pastoral Care, Vol. 17, No. 3, '63)。ナイトも、神経症の最も顕著な特 判断すれば、これを罪と見ることの方が正しいとしている (D. S. Browning: "A Doctrine of the Atonement informed ニングも、 るし (E. J. Shoben Jr: "Toward a Concept of the Normal Personality." American Psychologist, '57)、またブラウ もちろん此のような考え方が、実際の治療場面、特に面接のテクニイークにどのような影響を持つのかについては、 マウラー以外にも同様な主張をもつ心理学者は多い。例えば、ショウベンは、神経症も或はまた精神病ですら、 彼らが自己の弱点・過失を容易に認めながら、それによって更に本質的な弱点・過失を見るととから眼をそむけている 神経症を病と見るのは環境条件を重視するところから結果される見解で、若し人格の自由と責任を認める立場から 防衛的な生の様式であると見做した方が一層事態を正確に見ることになろうという意見を述べてい (J · A. Knight: "Calvinism and Psychoanalysis: 問題が

残されている。マウラーは、

ロジャーズのいわゆる来談者中心療法を批判し、それがフロイドの立場と基本的には何ら相違す

18 (268)

る。

経 症 ځ る。 マウラーの見解を評価する上で興味のある事実は、彼の弟子スウェンセン(C. H. Swensen)の行った調査であ この調査においてスウェンセンは、若しマウラーのいうところが正しいとすれば、

うとすること、成熟人格への努力の放棄が即ち神経症の本質であり、その故に罪とされるのだと考えること も出 来 ように見てくれば、宗教の立場から神経症そのものが罪であるといっているのは、心理学的に未成熟なままに留まろ 完全に成功し得ていないが故に、心理的な副産物としての罪悪感情が生ずるのである、といってもよいだろう。この ている。客観的な事実に直面することの恐怖から、いわゆる自我の防衛機制が働くと考えられているのだが、それが ではこれを退行と名付けているが、これはとりもなおさず、神経症者が心理学的に未成熟な人格であることを意味し 神経症が幼児期における環境適合と同様の行動パターンを持つものであることは、広く知られている。精神分析学 資料を持たないので、ここではただ問題の残されてあることを指摘するに留めるが、彼のロジャーズ批判の内容には、多分に 取るとすれば、面接治療における最大の目的は、来談者に自己の罪と責任とを如何に自覚させるかということであり、従って Care, Vol. 18, No. 1, 参照)。この問題についても、詳しくは別の機会に譲ることとする。 誤解の要素があることだけは疑えない(例えば W. L. Hiemstra: "C. Rogers' Philosophy of Man". Journal of Pastoral ロジャーズとは逆に、説得的方法が執られるべきだという考え方の導かれる可能性もある。マウラーの方法を詳しく知りうる 度の中にあると考えているからである (前出書一六四頁)。 若しマウラーによるこのようなロジャーズ批判を額面通りに受け いては無責任であり、困難な問題の原因は本来善良な神経症者自身の中にあるのではなく、彼を取り巻く人々の彼に対する態 るものではないとしている。即ち彼に従えば、古典的精神分析学と同様、ロジャーズもまた、神経症者が自己の持つ問題につ

る。 精神療法を求める人々は、同様な社会・経済的な階層に所属する普通人よりも、より多く道徳的な不行跡を犯してい ると考えてもよい、 即ち、精神療法を必要とするグループに所属する者は、統制群と比較して社会的活動に従事する度合が顕著に低 という作業仮説を立てた。彼の調査結果に従えば、この仮説は統計的に立証されたというのであ 神経症的な悩みごとのために

を持つ未婚女子はその経験を持たない女子に比較して、 いだけではなく、性生活の面でも明らかに乱脈であるとされる。同様な傾向は統制群自体の中にも見出され、 精神身体医学的(psychosomatic)な問題をより多く抱えて

勿論、スウェンセンの報告を批判することは出来る。例えば、マウラーの仮説は罪に関する質的な問題、即ち罪を犯したか

いたと報告されている (D. Belgum: "Guilt: where psychology and religion meet." Prentice-Hall, '63)。

らない。例えこの種の問題に、統計的な処理の方法がどれほどの有意味性を持つかについて問わないとしてもである。 来るが、しかしそれにしても、グループ選択の基準が曖昧であるために、やはり多少の疑問が残されているといわなければな 感を持ち得ないだけで、その故にこそ神経症的症候を示すに至るのであるということも神経症の症例中に多く見出すことが出 ながら罪意識或は罪悪感を持たない者の場合は、ことでは考慮されていない。そのような人間は、単に自覚的に罪意識・罪悪 調査者はこれを量の問題、即ちより多く罪を犯しているかどうかという問題にすり代えている。それだけではなく、罪を犯し 犯していないかの差において議論がなされている筈であるし、またそうでなければ決定的な意味を持ち得ない筈であるのに、

かりで、 しかし、精神治療医によってこの隠された事実が明らかになった後も、彼女は「罪に対する神の罰が下されたのだ」と叫ぶば が依頼された結果、彼女の失った乳児が不義の子であることが明らかにされた。彼女はその秘密を守り通していたのである。 彼女自身は適切有効な医学的処置を受け、何ら特別な事由が考えられないにも拘らず、恢復の傾向を見せなかった。 ing and Significance."Abingdon, '62)。 それは交通事故で自分も重傷を負い、 同時に乳児を失った若い母親の場合である。 ケイス・スタディーの事例としては、マックケンジーの挙げているものが興味深い(J. G. McKenzie: "Guilt: 何ら恢復の兆候を見せず、精神医学的処方すら無効であったと報告されている(同書一二六頁)。 Its Mean-

四、自己への存在責任と実存分析

ラピーを主唱するフランクルの人間観、 -経症が病であるか罪であるかの問題を検討するに当って、マウラーと共に考慮しなければならないのは、 人間が持つ人格性、即ち自由と責任の中にあるとされる。精神分析学のいうように、 特にその神経症理解の立場である。彼に従えば、 人間の本質である実存の根 神経症が本能的欲求に支 ロゴテ

のように人格にとって不可分な自由に対する責任を、人格としての個々人に意識化させることを目指している(フラン 配されている状態であるとしても、人格に本来的な自由は決して失われているわけではない。何故なら、そこにはな 自からを本能の駈り立てるままに任せている自己が存在しているからであり、自由の活用を断念していること自 自由意志による断念に外ならないと考えられるからである。従って、彼のいう実存分析とロゴテラピーは、こ

クル著作集七「識られざる神」佐野・木村訳・みすず書房)。

ない。 カユ ることは出来ない。 ある。もちろん、神経症には種々の類型があり、その病態には体質的な基礎条件に依存するもののあることを否定す 協することを意味している。このような心理的態度こそ、将に神経症を神経症たらしめているものに外ならないので 身の精神的な態度がかかわっているからである。例えば、 神経症者の行動は、 そのような疾患を形成せしめたものが、外ならぬ神経症者自身のそれに対する態度であることを忘れてはなら 自己の現状及その行動に関する事実認識を超えて、神経症的行動を許容し、神経症的状態にある自己と妥 従って、 運命的に不可避な罹患の単なる結果として考えられてはならない。そこには必ず、 神経症者がその臨床的な症候〈疾患〉に対して責任があるというのは誤りであろう。 「自分は病気なのだ。 病気であるから仕方がない。」 とい 神経症者自

神 経 であり、 本・小田・霜山訳)。若しフランクルに対するこのような理解が誤りないとすれば、そこには、 現実に神経症は罪行為の結果であり、罪そのものであるとしたマウラーの立場と、基本的に相通ずるものが 神経症を罪と見るべき

うる精神の存在を予想し、確認しているのである。 従ってロゴテラピーは、施療者による病者の治療であるというより

病者の中にある健康なるものによる自己自身の治療であるといわなければなら ない(同著作集四・五

実存分析は神経症を病と見る。しかし、それは同時に、病者の中にすら、自から主体的に自からに対して責任を持ち

ځ

罪

症

は、

おいては、 すかどうかは遽に断じ難いが、自己の主体的な人格としての自由と責任を放棄した状態が神経症であるという理解に あるといってよいだろう。フランクルが、 明らかに共通するものを持っているということが出来る。そうしてこのことは、将に、多くの宗教が説 神経症を具体的な罪行為の結果と見るマウラーの主張に、完全な同調を示

人間理解に基本的な態度なのであり、そのような状態をこそ罪としている事実を想起しなければならない。

てこれに主体的な決断をもってかかわり得ないということは、人格の正常性が歪められてあることを意味してもいる。その故 のような形で人格の正常性が守られねばならぬ状態に自己を追い込むこと、即ち、自己に内在する精神の要求を意識し自覚し られたのであるから、症状はむしろ正常性の現れであるとさえいうことが出来る。しかし、フランクルも指摘するように、こ らの場合における不能という神経症的症状は、本人の意識しない精神の要求が結果したものであり、人格性はそれによって守 売春婦を求めながら、いざという時に不能を示す男の場合(同著作集二「死と愛」霜山訳・一八○頁)も同様である。 と性的関係を持とうとした男が、一時的不能のためにそのことに失敗したという場合である(前出「神経症」I・一四八頁)。 気をおとさせました」と報告している(前出「神経症」I・二二八頁)。フランクルの主張するように、それが精神分析 学 の を導くであろうか。著名な分析医数人に治療を受けながら、遂に良効な結果を得られないままその継続を断念した一既婚婦人 的な統一性は既に崩されていることも明らかである。これはとりもなおさず、宗教が説く罪の状態にあるということである。 めて重要な機能を果していることだけは疑えないであろう。 フランクルの挙げる性的不能についての症例は、この問題を考える上での好事例だということが出来よう。即ち、 一つ弱点の一つを示すものであるとすれば、宗教の立場からなされる人間理解と罪に対する価値的態度とが、心理学的にも極 とのような神経症的症候をもつ状態にあることは、心理的に正常であると呼ぶことが出来るかも知れないが、人格の全体 「精神分析は私をしだいに私の自己非難と罪悪感から解放してくれ、ためしにほかの男たちと経験をもってみようという 性欲が抑圧されたのだと考えられるかも知れないが、事実は寧ろ、良心が抑圧されているのである。換言すれば、とれ フロイド的正統派精神分析学が、道徳的判断に対する価値的態度を拒否することは、このような場合に如何なる結果

五、問題の位置づけ

示されているのである。 如き臨床的な問題場面においては、このような疑問が、避けることの出来ない切実緊急の課題として、我々の前に提 在り方を持ちうるのであろうか、という問いに対する解答の試みであるといってもよい。 あった。それは更に包括的な立場から表現するなら、宗教が世俗的な心理学による人間理解と、如何なるかかわりの 察した場合に、果してこれには何らの不都合もないのであろうか、という単純な疑問を追求してみようとすることで 本的な疑問を持たないままに放置せられているのだが、心理学そのものの理論的展開と並行して、宗教の立場から考 筆者がこの小論で試みようとしたのは、 従来は疾病という概念によって包括される異常状態として取扱われて来ており、 不安心情、 特に罪悪感を主兆候とする神経症が、心理学・精神治療学及医 特にカウンセリングなどの かつ、そのことに基

してマウラーの精神分析学批判を手掛りとして検討されたのである。 その評価が当面の中心的関心事なのである。そうして、宗教が神経症を罪と見ることの意味とその理由が、 臨床的な問題処理の方法について論ずることはしなかった。寧ろ神経症についての基本的な 事 実 判 断

The Journal of Pastoral Care, Vol. XVIII, NO.3, "64)。事実、 多くの宗教が、特にキリスト教の如く、人間がその本性に おいて罪を脊負っているとする立場の宗教が、病を罪の結果であるとする信仰的・神学的判断を下してい る の で あ るわけにはゆかないという立場もありうるであろう(D.Lewis:"Do Psychology and Theology Speak the Same Language?"

れたものである。しかし、神経症が病ではなく罪であるという命題には、どうしても神学的臭気のあることを否定す

マウラーは精神医学者であり、神学者ではない。彼の発言、或は問題の提起は、すべて心理学の次元においてなさ

る。 このような視点をも考慮すれば、 もちろん当代の神学者が、 神学的認識や神学的概念を、 そのまま心理学の次

大学 はない こうこう

4

学」・日基教団を参照)としても、 険な両刄の剣であるかは、推察するに難くない。 元に移殖し、この異った二つの次元に属する問題を混同しているわけではない (例えばトゥルナイゼン・加藤 訳 価値や規範にかかわる問題を、心理学的人間理解の分野に持ち込むことが如何に危 「牧会

題把握に投げかける光について、それを心理学的な次元で論じようとすることである。 うに神学と心理学との直接的な交渉にかかわる問題ではない。寧ろ、 しかし、筆者が意図し、特に問題として自覚しているのは、 神学的な人間理解が、心理学的次元における問 そのよ

持っているということなのである。 ŋ いるのではなく、心理学の次元においては、それが未成熟人格の状態を意味しているのだといおうとしているのであ る。 問題の解決に、心理学と宗教との出合いが、積極的に考えられてもよいのではないかという主張の立場にあるのであ うとするとき**、** 存在であるという神学的判断から出発して、神経症はその結果として我々が知り得る経験的事実であると主張して 心理学が行動主義理論によって代表せられるように、飽くまで自然科学的因果律のみによって人間存在を解明しよ このような判断自体が心理学のもつ評価的態度を意味すると同時に、宗教的人間理解と基本的に相通ずるものを 即ち、先にも指摘した通り、神経症が罪であるというのは、人間がすべて罪を負うものであり、罪から逃れ得な 罪とか人格の責任とかの概念が入りうる余地はあり得ないのである。筆者はそのことに疑問を持ち、 フロイドの場合と同じく、自然主義的決定論と還元主義の理論を生み出すことになる。そ こ に は 当 このような

格性の崩壊に外ならないからである。その病態を客観的に記述しようとする限りにおいて、これを疾病、 神経症について、このことは顕著である。 経験科学としての心理学は、決して価値的態度と無関係ではあり得ない。特に心因性、 神経症は、将に人格の主体性喪失、即ち価値的態度の不確定性に基づく人 或は精神因性疾患としての 即ち常態な

罪

おり、宗教はこれを罪としているのである。 おいて処理しようとするのではないことを物語っている。疾病は疾病であることにおいてすでに否定的価値を荷って 場合においても、それは既に治療者による価値的態度の導入を意味しており、疾病を疾病という概念が示す客観性に 定の価値を指示的に導入するのではなく、被治療者自身の主体的な決断にそれがゆだねられてあることを前提とする に適用されることは、反価値的態度という価値的態度の強要を意味する以外の何ものでもないであろう。治療者が特 らざるものとすることに、さしたる問題はない。しかし、治療的場面に、このような静態的没価値的認識がそのまま

人々の中にも、同様な傾向が見出せることはよく知られている。 よう。」と述べている(同書「訳者あとがき」・二〇九頁)。 アメリカにおける新フロイド派、 及び人格心理学の分野に属する と言われたというが、分析療法の構造のなかには、そのように治癒という目的をこえた、より高い志向が含まれていると言え 領域への明確な自覚を示して来ている、ということである。ボスの「精神分析と現存在分析論」の訳者 いて展開したフランクルによる実存分析も、ボスによる現存在分析も、共に精神分析学の流れを受けながら、このような問題 否することは不可能である。宗教と心理学の出合いは必至といわなければならない。そして興味あることは、 「古沢平作博士はかって、神経症をただ治すというだけなら新興宗教の方がよく治る、神経症は治らなくてもよい場合がある 人間の存在を、その全体性において捉えることが要求される精神治療的臨床場面では、既述の如く、価値的態度の導入を拒 ヨーロッパにお

ことも考えられなければならない。それは、英米法におけるマックノートン法(the McNaghten Rules)がもたら 臨床場面においては、懺悔・贖罪・祈り・救済・解脱・開悟・祓・むすび等といった実践的課題との関係を究明する 自の実践神学的な理論展開をなしうるし、またそのことは当然要請せられるであろう。 した論議と同種の課題を、宗教心理学の分野に提起するものであるといってもよいのではないだろうか。 宗教的カウンセリングの如き

神経症を罪とする認識・判断は、罪の概念規定にかかわる問題と併せて、各宗教が、夫々の神学的な立場から、

(三九・八・二五)

IJ F ラ 0 仏 身

可以大锅炒工 化氢价油基 网络第二

論

天

野

宏

英

しが き

は

思想の綜合という思想史的課題をになって、いわゆる瑜伽行中観と称せられる思想が現われ、他方において、瑜伽部 mādhyamika (-svātantrika)》 に属するとせられる。 密教と呼ばれる思想が興起した時代であるからである。 紀頃は、 ベット人によって Śāntarakṣita, Kamalaśīla 等とともに瑜伽行中観派、 や現観荘厳論優波提舎を Vairocanabhadra からそれぞれ学んだと云われる。彼の思想的立場は、プトンなど後世のチ このような時代思潮の下に登場したハリバドラは、中観派の論書や優波提舎を Śāntarakṣita から、そして般若経 ハリバドラ Haribhadra は、パーラ朝のダルマ・パーラ王の治下に活躍した人である。この時代(大約 A. D. 八世(二) インド仏教思想史上に一転期を劃する重要な時期である。なぜなら一方において、中観派と瑜伽行派との両 詳しくは瑜伽行中観自立派 〈yogācāra-

於ては、唯識が空勝義諦を「無の有」という智の形態、即ち世間的有的に捉えようとしたのに合流せずして、清弁以

この瑜伽行中観(自立)派の思想的特徴は、従来の研究によると、世俗において唯心説を依用し、そして『勝義に

来の伝統のままに、 「リバドラの思想もまた、上記のごとき特徴を備えていると思われるが、本論文においては特に彼の仏身論をとり 勝義が戯論寂滅の畢竟空無であることを主張』するところにある、と考えられている。

挙げ、それが如何なる構造をもち、かつ如何なる点に瑜伽行中観(自立)派的な特徴が現われているか等の問題につ を有しているからである。 いて検討を加えることにする。管見によれば、彼の仏身論にはユニークな点があり、インド仏教史上注目すべきもの

論

本

の四部である。 東北目録によると、五部の書がハリバドラに帰せられている。その中、当面の問題である仏身論に言及するのは次

- ⑴般若波羅蜜多二万五千頭(No. 3790)
- ②般若波羅蜜多八千頌解説・現観荘厳明(No.3791: 以下本書を『大註』と称す) (3)薄伽梵功徳宝集頌難語釈 (No. 3792)
- 仏般若波羅蜜多優波提舎論現観荘厳と名づくる註(No.3793: 以下本書を『小註』と称す)

ていない。 この四部の各々について、その仏身論を考察すべきであるが、⑴と⑶には彼の特色ある仏身論は述べられ

ちなみに⑴の当該個所をみると、次のごとく説かれている。

は 『須菩提よ、夢の如く実体を有せず無実体を自性とし、自相上空であり、一切種清浄となった所の、かの一切の無漏法の自性 一相にして無相である。それ(無漏法の自性)が如来阿羅漢等正覚であると知るべきである。須菩提よ、菩薩摩訶薩はか

「果」において仏身を論じ、かつ、

須菩提問う。≪世尊よ、一切の無漏法とは何であるか。≫─世尊答う。≪三十七菩提分法、四無量、八解脱、九次第定、十徧 大悲、十八不共仏法、一切種智性、道智性、一切智性にして、 須菩提よ、 これが一切の無漏法である。》 須菩提よ、か 八勝処、無諍三昧、願智、六神通、四無礙解、四一切種清浄、十自在、十力、四無所畏、三不護、三念住、不忘失法、断

くの如く般若波羅蜜を学ぶべきである。

くの如く菩薩摩訶薩は、この般若波羅蜜を学ぶべきである。以上が自性身である。 復須菩提よ、この般若波羅蜜を学び、かの一切法を得、無上等正覚を現等覚して、一切処一切相において諸菩薩摩訶薩の身

歓喜を示す。須菩提よ、かくの如く菩薩摩訶薩は般若波羅蜜を学ぶべきである。以上が受用身である。 は三十二大丈夫相八十随形好でもって荘厳され、諸菩薩摩訶薩に対して大乗たる最勝法の無上の受用における喜・楽・満足・

蜜を学ぶべきである。以上が変化身である。」(8)に、如来阿羅漢等正覚の身は種々の変化の雲でもって一切衆生の利益をなす。かくの如く、須菩提よ、菩薩摩訶薩は般若波羅に、如来阿羅漢等正覚の身は種々の変化の雲でもって一切衆生の利益をなす。かくの如く、須菩提よ、菩薩摩訶薩は般若波羅 復須菩提よ、般若波羅蜜を学ぶとき、かの一切法を証得し無上等正覚を現等覚して、十方の無量無辺の世界において一切時

以下参照)と同一である。但しこの場合、 ては用いられていない。 ځ いわゆる自性身、受用身、変化身の三身説で、 法身の語は三身の綜括的名称で、瑜伽行派における如く自性身の異名とし 大乗荘厳経論等に説かれる瑜伽行派のそれ (本論三五頁

問題は②と⑷である。この両註釈書の中に特異な四身説が説かれている。そこで以下、この両註釈書、(?)

後者の『小註』に基づいて論述を進めてゆこう。(タロ)

いることは云うまでもない。『論頌』によると、全八章は「境 viṣaya」、「行 prayoga」、「果phala」に三分される。 『小註』は正式の標題が示すごとく「現観荘厳論頌」の註釈書である。従って一論の構成が『論頌』のそれに副って

即ち第一―第三章が「境」に、第四―第七章が「行」に、そして第八章が「果」に配当される。 | 論をこの よう に 果と組織的体系的に構成している点は、 たとえば無着の摂大乗論と軌を一にする。 そしてまた 『論頌』が

≪自性身と、有受用(sa-sāmbhoga)の身と、同様に他は変化身と、有事業(sa-kāritra)の法身とで、四種であ

る、と説かれる。

は自性身と法身とを同義異名と解する。従って、自性身と法身とを同一とみるか別異とみるかによって、三身説ど四 四種の名称(即ち自性身・受用身・変化身・法身)を用いている点も摂大乗論等と同様である。ただ摂大乗論等

身説とに見解が分れてくるわけである。

ハリバドラは、第八章の註釈の冒頭に、

て四種である。一(14) 「一刹那現等覚を修習したものは、第二刹那に法身を現等覚する。そしてそれ(法身)は自性身等の差別によっ

覚」(dharmakāya-abhisambodha) に用いられる場合であり、後者は四種に類別された中のそれである。法身の語を 彼の言によると、四身説は必ずしも一般的には承認されていなかったようであるが。 り別立すること)は、ハリバドラの恣意(ran dban)によるもので、遮遣すべきである。」と述べている。 荘厳論頌」の仏身論を三身説(即ち著作1)と3)と四身説(著作2)と4)との二様に解釈していることになるからであ このように二様に用いる例は成唯識論に見出すことができる。その点はともかくとして、彼は、この冒頭の言葉にお(エシ) という。これでみると、彼は法身の語を綜括的と個別的との二様に用いている。即ち前者は第八章の標題「法身現等 ることはインドにおいても承認されていたようである。即ち、Abhyākaragupta は「その建立(即ち法身を自性身よ とも三身説を説く⑴及び⑶の著者に問題があるのか、目下何れとも決定し難い。ただ四身説がハリバドラの創説であ る。 いて、自性身と法身とを別立した四身説を主張している。とすれば、ここに一つ問題が起る。なぜなら、彼は「現観 何故、このような異なる二説をなすに至ったのであろうか。ハリバドラ自身の思想上の変化によるものか、それ もっとも

(I) 四身各説

17/11

The state of the same

次に問題の四身説における各身の性格について、 『小註』第八章の記述を中心とし、その叙述の順序にしたがって

考察を進めてゆく。

 $\mathcal{T}_{p,p}(\mathcal{A}_1,\mathcal{A}_{\mathbf{R}_1},\mathcal{A}_{\mathbf{R}_1})$

まず『論頌』第一偈に次の如く説かれている。(1)自性身(Svābhāvikakāya)

≪一切種の清浄に達した無漏の諸法の本性を特質とするものが、牟尼の自性身である。≫ (ヨ) この第一偈において自性身が定義されていると、ハリバドラは解釈する。しかしこの偈の解釈については問題

が異なってくるからである。その意味で重要な偈である。そこで次に、本偈の訳例の二、三を挙げ、そしてそれらと がある。なぜなら、 この第一偈を云何に解読するかによって自性身と、 次の第二-第六偈に述べられる法身との関係 ハリバドラの註釈とを比較検討することにしよう。

イマッソン・ウルセル訳

Saint: telle est la définition de leur nature. (2) Les idéaux sans-écoulement qui ont obtenu la pureté omnigénérque (sont) le corps Svābhāvika du

ロコンツェ訳

ハ字井博士訳 theirs is the Substantial Body of the Sage. Its essential nature has the following marks: (8) Those who have attained a state of purity in every respect, and (all) the dharmas without outflows,

「一切種の清浄に達した無漏の諸法を本性上の特質とするのが牟尼の自性身である。」(マス)

次に、この第一偈に対するハリバドラの註釈を記すと、左の如くである。

The second second

質のものとして一切種の清浄、即ち自性遠離(prakṛti-vivikta)を特質とする(清浄)に達したところの念処等 (の諸法)の本性(prakṛti)、即ち無生からなる自性(svabhāvo' nutpāda-rūpo) が、牟尼仏世尊の自性身で 「智を本質とし(jñānātmaka)、出世間であり、法界を自性するものとして無漏であり、(かつ)諸垢が客塵的性

関等の問題については、後述の法身の項で関説する。 と。 この註釈を参照すると、 第一掲は前掲拙訳のごとくに読むべきであろう。なお第一偈と第二-第六偈との内的連

ある。」(側線は偈文を示す、筆者)

義を指示する。従ってハリバドラの云う自性身は、プーサンの解する如く法性身と同義語であり、(w) これを成唯識論の法身、厳密には法性身(dharmatā-kāya)である、を解している。確かに、「無生」(anutpāda or anutpādatā)という言葉は、般若経や大智度論等では無作、無為、無相、空、法界、諸法実相等と同義語にして第一 漏の諸法の本性(prakṛti)、即ち「無生からなる自性」(anutpāda-rūpa-svabhāva)或は無生性(anutpādatā)を意味 している。プーサンは、自性身を≪la nature (prakṛti) des dharmas purifiés de toute souillure≫と定義し、そして 前記ハリバドラの註釈によると、自性身は、マッソン・ウルセル等の解する如く、無漏の諸法ではなく、無 いわゆる理を意味

このように理を意味する自性身の性格について、ハリバドラは更に次の如く註釈する。

する。

不作(akṛtrima)の義により、幻と等しい不二の智でもって一切法を行ずることによって証得せられる。」 「(自性身は)、≪出世間道によって得られるが、しかし作られるのではない(prāpyate na tu kriyate)≫という

と。これでみると、自性身は不作なるものとして、出世間道によってただ証得せられるのみであって、生ぜしめられ

るのではない。換言すれば、 自性身の性格を、このような意味に解する例は摂大乗論釈及び金剛般若経論釈等に見出しうる。就中、(※) 出世間道(即ち不二の智)は自性身を証得する因であるが、生ぜしめる因ではない。 自性身を不

作なるものと定義する例は、摂大乗論無性釈及び宝性論等に存する。即ち無性釈に

「自性身中、非仮所立故名自性、是所依止故名為身』(大正三一、四三六上、傍点は筆者。)(⑵)

بح また宝性論に

≪善浄な自性身(svābāvikaḥ kāyaḥ) は宝像の如しと知るべきである。本性(prakṛti)は不作 (akṛtrimatva) である から、 また功徳宝の所依であるから、である。≫(一五一釈偈、傍点は筆者)

と説かれている。

等と軌を一にしていることは、次の法身の定義と関連して特に注目すべきである。 智度論の文「一切の無漏法は……皆無相と名づく。……諸仏の法は……皆如•法性•実相に入る」(大正二五、二七四上) いう表現或は解釈の仕方が、著作⑴に引用される般若経の文「一切の無漏法の自性は一相にして無相である」や、大 以上が、ハリバドラの説く自性身の性格である。ただこの場合、〈念処等の無漏の諸法の本性が自性身である〉と

②法身(Dharmakāya)

次に、 第二-第六偈の前文に、

「かくのごとく第一身(自性身)を示して、次に無戯論の智を本質とする、無漏の念処等(の諸法)から成る第二の

法身が説かれる。」

と述べ、

無漏法 五偈を引用して註釈する。まず第二-第六偈をみると、 そこには前記(1)二万五千頌に述べるところと同 但し道種智と一切智性を除く二十一種――が列挙されている。そして第六偈の末尾は「以上が法身と云わ

れる」(iti dharmakāyo'bhidhīyate) と結ばれている。

が、 いうに対して、右の功徳の相応を以て智法身(jñāna-dharmakāya) として、法身と分って見るかの如く説いて居る と二分するか、それとも「以上が法身と云われる」の「以上」の内容に第一偈をも含ましめて、両者を綜括的一体的 いことを示す点である」と。この引用文から明らかなように、宇井博士は、第一偈と第二‐第六偈とを分ってみるべいことを示す点である」と。この引用文から明らかなように、宇井博士は、第一偈と第二‐第六偈とを分ってみるべ られるに外ならないのであることが判る。これは即ち、法身が此の論では理智不二の法身で、決して理法身のみでな ち「チベット伝では八の一の、無漏の諸法の一切種の清浄に達したのを自性の相となすのが牟尼の自性身である、 の主語即ち自性身と法身とが同義異名となるであろう。この点について、宇井博士は次のごとく述べられている。即 ッソン・ウルセル等のごとくに、 にみるかである。そして、これによって、四身説と三身説とに見解が分れることになるからである。たとえば前記 について二様の見解が可能であるから。即ちハリバドラのごとく、前者は自性身を、後者は法身をそれぞれ説くもの そこではじめに、第一偈と、この第二-第六偈との内的連関について考察することが必要である。 第六偈には以上が法身といわれる、とあるから、二つに分っべきではなくして、結局、自性身が即ち法身と称せ 第一偈を解するならば、 第二-第六偈は第一偈の補足的敷衍的な説明となり、 なぜなら、 両者 これ

あろう。 この自性身即ち法身とみる見解は、ハリバドラの註釈を離れて、 たとえば、ハリバドラによって所破の対象とされる有説――プトンは聖解脱軍等の説とする(3)(3) 『論頌』自体についてみれば恐らく成立しうるで るわけである。この見解は、自性身即ち法身とみる三身説に立っものである。

きでなく、両者を併せて自性身即ち法身、換言すれば理智不二の法身なることを説いている、と見るべきだとせられ

「(仏地には)出世間の無漏の諸法のみ(がある)と許容して、それら(無漏の諸法)の本性、 即ち無生性 (anutpādatā) くある。

The second secon

更に≪それら(無漏の諸法)の本性を特質とするものが法身である、その無漏の諸法とは何であるか≫と云えば、菩 れが)tā という接尾辞を省略して法身(dharmakāya)と示されるのである、と(かように他の人達は)解説して、 を特質とするものが、即ち自性身である。そしてまさしくそれ(自性身)が法性身 (dhamatākāya) である(から、そ

提分云々等の偈(即ち第二…第六偈)を提唱するのである。」(※)

第六偈を第一偈の補足的説明とみなすものである。そしてまた、この自性身即ち法身という見解は、弥勒の創説とさ れる瑜伽行派の仏身論とも一致している。即ち大乗荘厳経論菩提品に、 と。この有説は、要するに第六偈の末尾に云う法身は法性身の省略形、従って自性身と同義語であると解し、第二--

身の差別である。そして第一(身)は(他の)二(身)の所依である。(第六十偈) 「自性身(svābhāvikakāya) と、受用身(sāmbhogya-k')と、他の変化身(nairmānika-k°) とが、実に諸仏の

諸仏には三種の身がある。自性(身)は法身で転依(āerayaparāvitti)を特質とする。」

と、説かれるのが、それである。そしてこの自性身即ち法身が理智不二の法身を意味することは、摂大乗 論 世 親 釈

(真諦訳)に次のごとく明確に説かれている。

「論曰、此 中 自性身者、是 諸 如来 法身。

釈曰、此 三身 中、若 以言自性 為 "法身」自性 有二二種 「定」以言何 自性 為" 法身」一切 障滅 "故" 一切 白法円 『 故、唯有: 東如 及 真智: 独存、 説 名:法身°身 以:依止;為ュ義」(大正三一、二四九下) スネザニ゙

と。即ちただ真如と及び真智のみあって独存するのを法身と名づけるのである。(※) とすれば当然かも知れないが――としても、ハリバドラは前述の如く見解を異にし、自性身が第一偈に、そして第二 このように、『論頌』自体に自性身即ち法身(=理智不二の法身)とする解釈が可能である----「論頌」が弥勒造

前文中に「念処等(の諸法)から成る」と説いている如く、二十一種(註釈では道種智と一切智性を加えて二十三種) さて、このように二分された結果、 第二-第六偈を文字通り表面的に理解するならば、ハリバドラ自身、 当該偈の

の無漏法をもって法身と見做すことになるであろう。そしてこの念処等の無漏法を法身となす解釈は、ハリバドラが 有説として挙げる法身解釈と類似している。その有説は次の如くである。

「転依によって(無漏に)転じたところの、無戲論の智を本質とする菩提分等の諸法も、第二の法身(dharmakāyo)

dvitīyo である、と云われる。」

触れる如く究極的には、ハリバドラは、この有説と見解を異にしている。 身である。」と明言されている所からみると、表面的にはハリバドラの容認する説の如くにも思われる。しかし、後に と。これが誰の説であるかについては、註釈書によって種々の異説がある。ただ文中、「菩提分等の諸法が第二の法と。これが誰の説であるかについては、註釈書によって種々の異説がある。ただ文中、「菩提分等の諸法が第二の法

すならば、法身(dharmakāya)の語源的解釈は、Ratnākaśāntiの云う如く「法の集り」(chos-kyi tshogs: dharma -samūha) とも解しえよう。 一般的に教法を仏と見、 これを譬喻的に表現して法身と称する例は、

ところで、このように偈文の表面的意味からして、念処等の二十一種(或は二十三種)の無漏法をもって法身とな

数は、大毘婆沙論よりも、むしろ摂大乗論に説かれる法身相応の功徳法 大毘婆沙論や 大智度論等の 十力四無所畏等の 功徳法を法身と解する 説に求めることができる。もっとも、(※) ンハーの中に見出すことができる。しかし、前述のごとく、限られた無漏法をもって法身と呼ぶ説の先駆的用例は、(w) ――内容に二、三の出入があるが

している。ところで---数の点はともかくとして-――このように、限定された無漏法をもって法身と見做す説は先例

ったものとも見做しうるであろう。 の存するもので、ハリバドラが、かく解したとしても、何ら特異な解釈ではない。むしろ、従前の伝統的な解釈に副

法を意味する法身が、 この点で問題となるのは、 さて、第二-第六偈の意味するところが前述のごとくであるとして、然らばこの二十一種(或は二十三種)の無漏 如何なる解釈の過程を経て、いわゆる智法身と称せられる性格のものとなったのであろうか。 法身が、一方では、 〈念処等(の諸法)から成る〉とされながら、 しかも他方では、

以って自性と為す」ことは、巳に大毘婆沙論等にも説かれている。しかし、その智をもって法身と為すことはない。(ミロ) 〈智、或は不二の智を本質とする(jñāna-, advayajñāna-ātmaka)〉と説かれていることである。(4) 無漏法の体である無漏智、無戯論の智を摘出し、これを法身と見做しているのである。十力等の功徳法が「智を ハリバドラは前述のごとくリテラリーに、二十一種(或は二十三種)の無漏法を法身と解する に 即ちこの後者の解釈 まら

その意味では、 である無漏智へと深化されたと云うだけでなく、その無漏智――従って法身――が、瑜伽行派に説く転依所成の無漏 しかし、ここで更に注意を要することは、法身の意味する内容が、ただ仏所説の菩提分法等の無漏法から、その体 法身の内容が無漏法から、その体である無漏智へと深化されたとも見做しうるであろう。 瑜伽行派的に解釈されていることである。即ち『大註』に法身を定義して次の如く云う。

来に関係する、 行者の世俗上 (yogi-saṃvṛtyā)、殊勝なる境 (即ち受用・変化二身) として顕現し生じて、説法等の利行をなす ところのものであり、また転依(āśrayaparāvṛtti)によって(無漏に)転じたものであるが この定義と同一趣旨のことが、『小註』において、自性身即ち法身となす有説(本論三五頁参照)に対する反駁の 「(仏地において)必ず許容されねばならない所の、一切種の不二の心心所(advayāś citta-caittāḥ)— 智資糧(jĥānasambhāra)より生じたところの、有事業(savyāpāra)の法身である。」 これがまさに諸如 ―それは瑜伽

中に、次の如く述べられている。

ものであるが――これが如何にして彼等(の説く三身の中)に摂せられるか。」(4) ち受用・変化二身)として顕現し生じて、説法等の利行をなす所のものであり、また転依によって(無漏に)転じた 「(仏地において) 必ず許容されねばならない所の、不二の心心所――それは瑜伽行者の世俗上、殊勝なる境 鄣

と。後者の文は、註釈書によれば、自性身と法身との別立を主張する四身論者からの反論である。内容的には、前記と。後者の文は、註釈書によれば、自性身と法身との別立を主張する四身論者からの反論である。(*3) の定義と異なるところなく、ハリバドラの認容する説と見做しても差支えないであろう。

生じて、説法等の利行を為し、四転依によって無漏に転じた所の、不二の心心所である。この中まず回に、無漏の不 と説かれるのと軌を一にしている。但し先にも触れた如く、摂大乗論等とハリバドラとでは、法身の意味内容が異な 二の心心所即ち法身が転依において成立するとなす点は、꾡大乗論に「法身は転依を相とする。」(大正三一、一二九下) さてハリバドラの定義によると、法身はまず「汨瑜伽行者の世俗上、殊勝なる境即ち受用・変化二身として顕現し

る。ちなみに摂大乗論の所説に関連して、上田博士は次の如く述べられている。

と。ハリバドラの云り不二の心心所(advayacittacaitta)、即ち法身が、摂大乗論の説く境智無異なる根本無分別智を 心の本性は有分別にある。法身は無心であり、更に心を起せば応化二身である。(大正三一、二一七下)』 る境を縁ずると言はれる。 であり後得智は境と智とが異り境を取る。境と智とが異らない根本智は真実の境を得、境と智とが異る後得智は虚な 『法身は「無分別後智に異り一切の分別を離れ」た根本無分別智及び真如である。根本智は境を取らずして境智無異 (大正三一、二四二中) 根本智は非心非非心に依止し後得智は心に依止 する。

ろから明らかである。従ってハリバドラは、摂大乗論が「根本無分別智及び真如」を、法身即ち自性身となすのと異 意味していることは、それが如来に関係するとも、また、受用・変化二身として顕現し生ずるとも説かれているとこ も云われるのか。

すれば無心(=法身)から更に心を起すこと(=応化二身)である。但し、二身の顕現を瑜伽行者の世俗上となす点 世俗上、受用・変化二身として顕現し生ずるということは、根本智が虚なる境を縁ずる後得智として働くこと、換言 なって、 真如を自性身とし、根本無分別智を法身として二つに区別するわけである。そして们に、法身が瑜伽行者の

は、瑜伽行派の説かざるところである。なおこの点については後に再説する。

このように、二十一種(或は二十三種)の無漏法を意味した法身観が深化され変容されて、瑜伽行派の根本智を意

いわゆる智法身と称せられる性格のものとなったのである。従って二十一種(或は二十三種)の

無漏法は、摂大乗論及び釈に、

味するものとなり、

法,相応。 「論曰、此 法身 応 知。与」幾種 功徳」相応』与」最清浄四無量」相応 与」八解説 ……(中略)……一切相最勝智 等 諸 釈曰、此,身,与"諸功徳法,相応。故,名"法身"欲,顕"相,応法,故,為"此問"」(真諦訳大正三一、二五五下)

応化身 及 如来 一切 功徳 「所依 * 故 名 ^ 為、身。」(同右、二四九下)と説かれる如く、諸法の所依(=依主釈)と解 と説かれる如く、法身相応の功徳法と見做されることになる。そして法身の語源的解釈も、世親釈に「法身 亦爾。

するものとなるであろう。

が、多く見出される。その中、法身の常住と逼満とに関する註釈は、摂大乗論等の説を越えて成唯識論のそれに近づ く点から注目に値いする。即ち次の如く説かれる。 なおハリバドラが、法身についてなす種々の解釈の中に、瑜伽行派のそれと一致するもの、或は同一趣 旨 の も の

持(ādhāra)の中に在り、 「智を本質とする法身(jñānātmako dharmakāyaḥ)は、各々限定せられた瑜伽行者の相続(yogi-samtāna)という依 かつ刹那毎に生滅しているのに、 如何にして遍満する(vyāpī) とも常住(nitya)であると

(289)

≪かように事業(kāritra)が広大であるから、仏は遍満すると云われる。そしてまさに彼は滅尽しないから、 常住

であるとも説かれる。≫ (第十一傷)

また相続して輪廻のある限り住しても、 このように前述の道理によって、一切処に(受用・変化二身として)顕現して利行をなすことが広大であるから、 世尊は滅尽しないから、順次に仏は逼満し、常住である、と云われる。」

この前文と註釈の意味は、要約すれば、智法身は、

(1)個々の瑜伽行者の相続の中に在っても、受用・変化の二身と

して顕現して為す利行が広大であるから、かつ又四刹那生滅するものであっても、相続無尽で ある から、 常住である、ということである。この解釈の中、 智法身が瑜伽行者の相続の中に在りかつ刹那生滅する、という 順次に逼

如き解釈は、理智不二の法身を説く摂大乗論等には見出し難い。この点は、むしろ理と智を分つ――理を自性身即ち 智を自受用身に配する― - 成唯識論の所説に類似している。即ち成唯識論は自受用身の性格について次の如

「四智心品所依常故無,|断尽。故亦説為、常。非,|自性常,従、因生故。生者帰、滅一向記故。不、見,|色心非,|無常,故。

「四智品中真実功徳、鏡智所」起常遍色身、摂"自受用。」(同 五八上)

由,,本願力,所化有情無,,尽期,

故、

窮、未来際、無、断無、尽」(大正三一、五七下)

「又受用身摂,,仏不共有為実徳。故四智品実有色心皆受用摂。」(同 五八中)

これらの文によると、自受用身は、 真実の心即ち四智品と真実の色とから成り(二、三)、そして因縁生のものと

っているけれども、 して無常である(一)、 この成唯識論の所説は、ハリバドラのそれと同一趣旨である。 しかし、所化の有情が無尽期であるから無断無尽である(一)。 名称は自受用身と法身と異な

次に、法身とその事業(kāritra, karma, vyāpāra)との関係について瑜伽行派の所説と比較考察しておこう。

七種の法身の事業が列挙される)の前文に、次の如く定義されている。 法身が事業を有することは、 前掲の法身の定義の中にも説かれていたが、 なお『論頌』第三十四-第四十偈(二十

「世俗上(saṃvṛtyā)、智(法身)そのものが、受用身等として顕現し生じて利行を為すのであるから、 それ(智

法身)の増上力(ādhipatya)に基づいて得られた所の、所化たる衆生の顕現に関係する(-bhāj)諸事業が、法

身の(事業)である。」

A to the said of the last the said of the said of

この定義によると、「法身の事業」或は「有事業の法身」と云われる場合、 その事業は、直接的には受用・変

化の二身によって為されるのである。しかし、その受用・変化二身は、世俗上、智法身の増上力に基づいて顕現せる

変化二身の為す利行を法身の事業と解することは、摂大乗論等にも説かれている。たとえば無性釈に次の如く説か 従って直接的には二身が為す利行も根源的には法身の事業である。と解するのである。このように受用

問。 如説"法身非,六根境、云何今説"盲得,眼等,能見,法身,為+法身業。

見,,法身,者

力、証,得法身,任運起、用。如,機関輪以、末帰。本。言、見,法身、実唯見、化。」(大正三一、四四六下)

由,,昔大願引発勢力、成,,満法身、次第発,,起変化身用。由,此能令,,,盲得,,眼等。由,,昔資糧引発勢

と。このように、受用・変化二身の利行を法身に帰して法身の事業と解する点は、法身の意味内容を異に し

なが

Ġ

ハリバドラと瑜伽行派は一致している。

③受用身(Sāmbhogikakāya) 以上が、自性身より別立された、 いわゆる智法身の性格の大綱である。

第三の受用身について考察すると、まず『論頌』第十二偈の前文に、受用身が色身を自性とし、

41 (291)

かつ相好を

備えていることを説く。そして、以下の如く偈文を註釈している。(56)

· 一下本班的

「≪この三十二相と八十種好とを本質とするものが、 大乗を受用するから、 牟尼の受用身である、 といわれる。≫

V

(第十二偈)

この三十二相と八十種好とを本質とするものが、十地に入れる大菩薩とともに大乗の法を受用するという最勝にし

と。これと同一趣旨のことが『大註』第一章の中にも述べられている。そしてそこでは、受用身が「無量の福徳資糧 て過失なき喜と楽を享受するから、仏世尊の受用身である。」(58)

によって積集された相好でもって輝ける身体を有するもの」とも説かれている。(5)

まず受用身が色身にして、十地の菩薩とともに大乗の法受用をなすと説く点は、瑜伽行派の所説と同一である。し(8)

唯識論は自受用身に帰し、また宝性論は三十二相のみを説いて、これを受用・変化の二色身に帰属せしめている。 して受用身には配されていない。この相好を何れの身に属せしめるかについては種々見解が分れている。たとえば成(55)

かし瑜伽行派のごとく、受用身を妙観察智の示現とはなしていない。また摂大乗論等では、相好は法身相応の功徳と

所成とし、他方相好を福徳資糧所成と解している点も、それらと一致している。以上が、第三・受用身の性格である。(⑻) 区別して色身に配する点は、大智度論や金剛般若経論釈等と一致している。そしてまたハリバドラが、法身を智資糧 このように、相好の帰属する身について、種々の見解があるが、『論頌』及び釈の如く、相好を十力等の功徳法と

已 変化身(Nairmāṇika-, Nirmāṇa-kaya)

最後の第四・変化身についてみるに、先の受用身の場合と同様に簡略な説明しか与えられていない。即ち『論頌』

第三十三偈の前文に、それが凡夫と共通なるものであることを説き、次いで偈文を挙げて註釈する。

「▲それでもって生存中、世界のために平等に種々の利益を為す、その(身)が牟尼の間断なき変化身である。≫

292) 42

Service Control of the Control of th

(第三十三保)

釈迦牟尼等の姿でもって、輪廻のある限り一切の世界において平等に諸衆生の願える利益を為す、その身が仏世尊 相続して間断なき変化身である。」(8)

よって了得されうるもの」とも述べられている。変化身を釈迦牟尼等となし、 と。またこれと同一趣旨のことが『大註』第一章に説かれ、そこではなお、 「福智二資糧の一分より生じ、 かつ相続間断なく一切世界において声 声聞等に

糧の一分より生ずる(puṇya-jñāna-sambhārāṃśa-ja)という解釈はなく、成所作智の示現となしている。以上が、(※) 聞、凡夫等のために利行をなすと解する点は、瑜伽行派の解釈と大差はない。ただ瑜伽行派には、ぽ、(%) 変化身が福智二資

性格を明らかにした。そこで次に、自性身と余の三身との関係等について尋究しよう。 以上、ハリバドラの四身についての解釈を、それと密接な関係がある瑜伽行派の三身説などと比較考察し、 各身の

自性身と余の三身との関係

第四・変化身の性格である。

有の思弁に基づくものと思われる。もっとも、ハリバドラ自身が、標記のごとき論項を設けて論述しているわけでは 両者の関係を論ずるという問題設定は、管見によればハリバドラ以前の論書中には見出されない。従って彼自身の特 まず法・受用・変化の三身を、一括して余の三身(pariśiṣṭa-kāya-traya) と称し、自性身に対置する。 そしてこの

ない。 次に各々の文意を尋究することにする。 諸所に関説されているのである。そこではじめに、それらの文を『大註』及び『小註』から抜萃して列挙し、

⊖「かくの如く、三身――それは自性身を本質とし、かつ修習力によって生じた所のものであり、さらに仏等を対 境とするものとして智等に歓待して施設せられた(prakalpita)ものであるが――を説いたので、次に、 世俗上

(saṃvṛṭyā)'智(法身)そのものが、受用身等として顕現し生じて利行をなすのであるから」云々。(s)

(一若しも(敵者が)

京学(学)

≪縁起であるもの、まさにそれが空性である、と汝は考える。≫

質とする法身(advayajñānātmaka-dharmakāya)が説かれたのである、と云うならば:

という道理に基づき、まさに法性を本質とする身(dharmatātmaka-kāya) を説くことによって、 不二の智を本

(答う)然らば道理の 等しきことから、 受用・変化の二身もともに説かれたことになる。 従って (二身を)別

に説く必要はないことになろう。然るに、教説(pravacana)の中に(二身が別に)説かれている。 依ってそれ

(二身)は、瑜伽考行の世俗上(yogi-saṃvṛtyā)説かれるのである、と認められる。これと同じ道理によって、

不二の智を本質とする法身も、(二身と) 同様に (自性身とは)別に説かるべし、と云うことになる。」 (※)

|日「余の三身---それは、勝義上(praamārthataḥ)法性から成るものであり、かつ実世俗上(tathyasaṃvṛtyā)

顕現している所のものであるが――は、信解に応じて開顕せられ(prabhāvita)'仏と菩薩と声聞等を行境とする ものとして建立せられた(vyavasthāptia)のである、と云うことを説くために

れているからである。 ≪なぜなら、識別するもの(viveka)は、識別されたもの(vivikta)と不離(avyatirekitva)である、と認めら

別に(pṛthak)建立せられたのである。」(②) という道理に基づいて、(余の三身が)それ(自性身)と不離(avyatireka)であっても— -(三身が自性身とは)

身と受用・変化二身との関係を説いている。前者ほに関して云えば、余の三身は まず☆は、法身の事業に関する定義の前文中に存すもので、内容的には、⑷自性身と余の三身との関係、及び⑷法 |化修習力によって生じ、||仏等を

(294)

理智不二の法身を主張するものである。

かつ (M) 智等に観待して施設せられたものである。これに対して自性身は、その三身の本質をなすという

AND FAMILY SECTIONS AND SECTIONS

題となるのは、 受用・変化二身との関係については、先に法身の定義を討究した際に触れたので、ここでは省略する。 自性身と三身との関係は、 (6)において、世俗上(=瑜伽行者の世俗上)、法身が二身として顕現するとされながら、然も、 並列的でなく、 前者が後者の本質をなし、いわば相即的である。 ただこの一で問 次の 的法身と 他方

立場と、 性身に対置されていることである。三身が自性身に対置される立場は、如何なるものであろうか。そしてまた、その いて、その二身として顕現する法身――瑜伽行派の表現を借りていえば根本無分別智 前者の立場即ち世俗(=瑜伽行者の世俗)とは、 如何なる関係にあるのであろうか。これらの点については、 をも含めて、 三身が自

ある。 次の口の文は、前記四身論者の反駁 (本論三八頁参照) の直後にあり、法身と自性身との別立を主題とする問答で

「縁起であるものは空性である」という中観派の基本的な命題において示される所の、

口と曰を考察した後に再び触れるであろう。

まず敵者の論難は、

然的に不二の智から成る法身(=縁起であるもの)も併せ説かれている。従って法身を自性身より別立すべきではな あるものと空性との相即不離的な関係に基づいて、法性から成る身、即ち自性身(=空性)が説かれる場合には、必 という趣旨である。この見解は、自性身(=法性)と法身(=不二の智)との不二無差別なること、 換言すれば

ら成る自性身との関係が、受用・変化二身と自性身との関係と同一であること、換言すれば、法・受用・変化の三身 の問題に関連しても看過しえない。 ハリバドラは、この論難に対し二身(自性身と法身) 即ち彼の反論から、次のことが明らかとなる。回不二の智から成る法身と法性か の別立すべきことを主張するわけであるが、その立論は当面

はすべて縁起であるものであり、他方自性身は空性を意味していること、及び心三身の建立せられる立場が瑜伽行者、

述の宀の回と同一趣旨である。ただこの⇔において注目すべき点は、後者心である。 の世俗であること、の二点である。この中、前者ほに説かれる自性身と三身との関係は、表現は異なるけれども、

がら、 なぜなら、⊖の心に、法身が受用・変化二身として顕現するのは、世俗上(=瑜伽行者の世俗上)であるとされな この臼の⑮では、法身──根本智──そのものも瑜伽行者の世俗という立場において建立せられるもの、と解

変化二身(=後得智)の成立する位態との両者を包括するものとなるからである。この点については後説する。

されているからである。換言すれば、「瑜伽行者の世俗」は、内容的には法身(=根本智)の成立する位態と、受用・

最後の曰は、大・小両註において、ともに自性身の定義の直後に位置し、当該の問題を主題とする唯一 の 文 で あ

る。そこで以下、プトンの複註を参照しながら考察を進めてゆこう。

プトンは、これを次の如く註釈する。

(4)余の三身は るから。 (かつ)理趣の中に、 勝義よりすれば法性たる自性身と不異である。なぜなら自性身は、それら(三身)の法性であ

不異(avyatirekitva)である、 ≪垢が遠離するもの(viveka) と認められているから。≫ 即ち滅するものは、 (垢が)遠離したもの(vivikta)即ち滅した依事・法性と

と説かれているからである。

仰また余の三身は、自性身と不異であっても、別に建立せられる。なぜなら実世俗よりすれば、顕現が異なるか ら。各自の信解に応じて開顕されるとは、法身が諸仏を、受用身が菩薩を、そして変化身が声聞と異生凡夫等

を行境とするものとして建立せられることである。」(タイン)

(296)

プトンのこの註釈によると、旨は、 勝義 (paramārtha) と実世俗(tathya-saṃvṛti)の二諦によって、

三身との異同関係を説くものである。

が三身の法性であるから。自性身を法性、三身を法と解し、そして前者が後者の本質であると解する点は、 まずプトンの註釈のによると、自性身と余の三身とは、勝義よりすれば不異無差別である。その理由は、 前記一と 自性身

る 臼の所説と同一趣旨である。ただこの場合、勝義という概念が導入されて、勝義よりすれば、両者は不異無差別であ |換言すれば三身の建立は認められず、ただその本質である法性即ち自性身のみである――とされる点は、次の

(b)

と関連して特に注目すべきである。

行された梵文写本の断片によると、本来は次の如くあったものである。 Dbamkīrtiśrī やツォンカパによると、論理学の書(rigs-paḥi bstan-bcos)と云われる。ただ近年ツッチによって刊 お自性身と三身との不離なる関係を論証するために、ここに引用された半偈の出典は目 下 詳 か に し えなな

na jñānāc chūnyatā nāma kācid anyā hi vidyate/ viviktāvyatirekitvam vivekasya yato matam// (ஜ)

(漢訳)非『智離』於空』 有"小法可』』得

意言、離者 性離非。遠離 (4)

との関係を論ずるものである。即ち、識別するもの(判断 viveka)と識別されたもの(概念 vivikta)との両者は、 リバドラは、この偈の後半を引用しているのであるが、内容的には仏身論を主題とするものではない。智と空性

う或るものが存するのではない、という趣旨である。この内容からみると、本来智と空性との不離無差別なることの(ミッ) 否定排除的な性質に非ざるもの(avyatirekitva)であるから、従って智(=viveka)より別に空性(=vivikta)とい (297)

理由を現わすものであった後半偈を、三身と自性身との不離なる関係を説くために転用したものと考えられる。 三身が智から成り、かつ自性身が空性を意味するものであるから、その両者の不異なる関係を、前述の如く論理

学的に解釈することも不可能ではないであろう。(この偈自体については、他日稿を新たにして論ずる予定である。)

る点は、 立場において建立せられるのであろうか。プトンの註釈印によると、実世俗よりすれば顕現が異なるから、 従って実世俗という立場からすれば、三身は自性身と異なり差別があるのである。三身建立の立場を実世俗とす さて上述の如く、自性身と余の三身とは、 声聞等の信解に応じて、順次に法身、受用身、変化身が開顕せられるから、三身が自性身とは別に建立せられ 前記⇔の⊌と同一趣旨である。ただ⇔⊌では瑜伽行者の世俗という表現がなされている。 両者は同義異語と考えられる。 勝義よりすれば不異無差別である、として、 然らば三身は、 用法の同一なると 即ち仏、 如何なる

は、 行者の世俗、 伽行者の世俗上)と説くことはなく、 以上、 法身が受用・変化二身として顕現する、と説かれていることである。この中、法身が二身として顕現するという 一方で、 前述の如く瑜伽行派の見解と一致している。しかし瑜伽行派では、 自性身と余の三身との関係について、 或は世俗)の二諦説に基づいて、 法身等の三身は共に実世俗 かつまた、 (=瑜伽行者の世俗) 両者の異同関係を論ずるのである。ただしかし、ここで問題となるの ハリバドラの見解を討究した。要するに、彼は勝義と実世俗 法身をも含めて三身を、 の建立・施設とされながら、 その二身としての顕現を実世俗上(或は瑜 実世俗上の建立・施設となすこともない。 然も他方その 同 (=瑜伽 場

のであろうか。 従来の研究によれば、この二諦説は清弁の創説である。そこで次に、その清弁の二諦説について若干 ハリバドラの所説と比較してみよう。

では一体、

ハリバドラがここに依用した勝義と実世俗

(=瑜伽行者の世俗)という二諦説は、

誰の説に依っている

saṃvṛti)という概念は、清弁においては、かように勝義的であると同時に、世俗的である、という二重の性格を有す せられる。従ってイイに云う世俗諦は、単なる世間的な世俗諦ではなくて、実世俗諦を意味している。実世俗 (tathya-になるであろう。 せると、 清弁の「中観心註思択烙」第三章によると、例智は、勝義と世俗の二諦に基づいて勝義智と実世俗智との二種に、(ヤン) 勝義智は無戲論の勝義諦に、そして実世俗智(=清浄世間智)は有戲論の勝義諦に、それぞれ対応すること 無戯論のものと有戯論のもの(=清浄世間智)との二種に、それぞれ分類される。このりと何を併 後者の、実世俗智に対応する有戲論の勝義諦は、また、 実世俗語(tathya-saṃvṛti-satya)とも称

pāna)と見做されており、これをハリバドラの仏身論に当てていえば、法身が受用・変化二身として顕現すると説か れる場合の、受用・変化二身の顕現せる位態(=後得智)に対応すると考えられるからである。換言すれば、二身と バドラは、しかし、この法身をも実世俗の範疇に含ましめている。 なお両者の解釈に相違点を見出しうるように思われる。なぜなら、清弁においては、実世俗智は、「無相たる勝義の して顕現する法身の位態(=根本智)が、清弁の説く「実世俗」の範疇には含まれないことになるからである。 (証得の)後に得られた清浄世間智」――瑜伽行派の後得智――にして、解脱の宮殿たる一切智処に登る 階 梯(so-(si) さて、清弁のかような二諦説を、ハリバドラが借用し、それを仏身論の解釈に適用したものと考えられる。 ハリ

義智が、それ(法身=根本智)であるとするならば、ハリバドラの云う「実世俗(或は瑜伽行者の世俗)」なる概念は 清弁の実世俗智と勝義智の両者を包括するものとなるであろう。(8) 清弁では、この法身は如何なる範疇に含まれるのであろうか。若し、 かような両者の見解の相違が、如何なる理由によるものか、なお今後の研究に待たなければならない。 前記化において、実世俗智より弁別された勝 しかしその点

は暫くおき、ハリバドラが、二諦説に準拠し、自性身(=空性=勝義)と余の三身(=智=実世俗)との関係を解釈

したところに、中観(自立派)的な特徴を認めることができるであろう。

むすび

とり挙げ、 現観荘厳論頌の註訳書である『大註』及び『小註』に説かれるハリバドラの特色ある仏身論、 それを1四身各説と、1自性身と余の三身との関係、 との二項目に分って、瑜伽行派等の仏身論と比較考 即ち四身説

立場を二諦説に求たところに由来すると見做すことができるであろう。 性身とは別に三身の建立が認められる〉と解釈するところに、中観(自立)派的な特徴が認められことなどの点を明ら て理と智を截然と分ち、 勝義諦と実世俗諦 瑜伽行派と異なる-などの点を 明らかに した。そして後者Ⅱにおいて、自性身と余の三 身 と の 関 かにした。 (=理)と法身(=智)を別立したために、法身が「智法身」と称せられる性格を有するに至ったこと----この点は 即ち前者[において、 約言すれば、ハリバドラのユニークな四身説は、仏身論の大綱を瑜伽行派に負いながら、 | に、 四身の各々の性格が瑜伽行派の三身説のそれと多くの類似点を有していること、 **〈勝義よりすれば、三身の建立は認められずただ自性身のみであり、実世俗よりすれば、自** その理論的根拠をおいていること---なお問題点があるが----、 及びその二諦説を依用し 係が二諦 然もその根本的 及び自性身

- 1 A. Schiefner (ed.), 、大註」の奥書(荻原本九九四頁) Tāranāthae de Doctrinae Buddhicae in india Propagatione, Petropoli 1868, pp. 165-7. 参照。 なお
- $\widehat{2}$ 羽田野伯猷博士「秘密集タントラにおけるデニャーナパーダ流について」文化、新第五巻一五六頁参照。
- co) Schiefner, op. cit., p. 167

Will de la

- 羽田野博士、 前揭論文一五五頁、 山口益博士、般若思想史一七四頁、 「極成解説」西蔵撰述仏典目録 No.6862, fol.106
- 5 Щ 口博士、 前掲書一七四頁。

St. Sec. Sec.

- 6 羽田野博士、 前揭論文一五五頁参照
- 7 との四部の外に、 転声頌 (No.4274) が彼に帰せられている。
- 9 8 大・小両註釈書の構成及び連関等については拙稿 東北目録 No.3790:北京版西蔵大蔵経 No.5188, fols.258b-259 a(法身の分位なる学果第八章)。なお著作(3)の当該個 は北京版 No.5190, fol.83 a 参照 〈現観荘厳論釈の梵文断片〉東北仏教文化研究所年報第三輯参
- $\widehat{12}$ $\widehat{11}$ 上田義文博士、 「論頌」の末尾に附される全八章の要約の第二偈(「大註」荻原本九九二頁)参照。 仏教思想史研究一九四頁参照。

「大註」及び「小註」のチベット訳は主としてデルゲ版により、「大註」の梵文は主として荻原本によった。

14 「小註」fol.131 a-b., 「大註」(荻原本) 九一三—四頁参照。

との偈は第八章の項目を示すもので、「論頌」第一章第一七偈である(「大註」荻原本二一頁)。

13

 $\widehat{10}$

- (中略) ……即此自性亦名;;法身。](大正三一、五七下) 「此法身五法為ム性。非#海法独名#法身。二転依果皆此摂故。如是法身有#三相別。一自性身。謂諸如来真浄 法 界。....
- <u>16</u> 349)° リバドラ作なることを疑っている(Additional Indices to the Doctrine of Prajñāpāramitā,Acta Orientalia 1933,p. fol. 82 a)は、著作⑴をハリバドラ作となすも、北京版は著者名を欠く。また著作⑶について、Obermiller は、それがハ デルゲ版テンギュル目録 (東北目録 No. 4569, fol. 431 a)及びプトンのテンギユル目録 (西蔵撰述仏典目録
- 18 <u>17</u> 「小註」fol.131b., 梵文は次の如くである。 「牟尼意趣荘厳」東北目録 No.3903:北京版 No.5299, fol.285 a.
- <u>19</u> M.P.Masson-Oursel, Les corps du Bouddha, JA 1913, p. 605 svābhāviko muneḥ kāyas teṣāṃ prakṛti-lak;aṇaḥ// (「大註」荻原本九四一頁) sarvākārām visuddhim ye dharmāh prāptā nirāsravāh/

- 20 E. Conze, Abhisamayālamkāra, Roma 1954, p.
- $\widehat{21}$ 字井伯寿博士、大乗仏典の研究(真理の宝環和訳)三七頁。五五八頁にも本偈の和訳がある。

「小註」fol,131b, なお「大註」の当該個所を荻原本(九一頁)によって記すと次の如し。

- sarva-prakārām viśuddhim prakṛti-vivikta-lakṣaṇām prāptās teṣam yā prakṛtiḥ svābhāvo'nutpāda-rūpo' yam muner budd hasya bhagavato·····svābhāvikaḥ kāyaḥ> $\langle {
 m Ye~sm}_{
 m f}$ tyupasthān' ${
 m ar a}$ dayo jñ ${
 m ar a}$ n ${
 m ar a}$ tmak ${
 m ar a}$ lokottar ${
 m ar a}$ dharmadh ${
 m ar a}$ tu $-{
 m rar u}$ patv ${
 m ar a}$ d an ${
 m ar a}$ srav ${
 m ar a}$ m ${
 m ar a}$ l ${
 m ar a}$ n ${
 m ar a}$ gantukatvena
- (🌣) L. da. la Vallée Poussin, Vijnakāyahptimātratāsiddhi, Appendix iii, Notes sur les corps du Bouddha, Paris
- $\widehat{24}$ 摩訶般若波羅蜜経「第一義相、無作無為無生無相無說。是名,,第一義,亦名,,性空,亦名,,諸仏道。」(大正八、四〇三上) 大智度論「畢竟不生即是諸法実相。諸法実相即是般若波羅蜜。」 (大正二五、四三四上) 等参照。
- 「大註」(九四一頁)では 〈māyopama-vijñāna-sarvadharma-pratipattyā' dhigataḥ.〉 とあるも、「大註」二〇頁では 〈māyopamādvaya-jñāna………〉とある。今は後者によった。 「小註」fol. 131b, 「大註」(荻原本) 九一四頁。二○頁にも同一の文がある。なお引用文中繁印以下は、「小註」及び
- $\widehat{26}$ 彼之因。非il是生因。 配す(大正三一、二四九中)。また金剛般若経論釈には「言』菩提」者是法身。此是無為性故。名為『自性。 是故此二是得」 摂大乗論世親釈(真諦訳)は、仏身を自然得と人功得に二分し、前者に自性身 (=法身)を、後者に受用・変化二身を 若望:此余受用化身、 是生因故。」(大正二五、八七七中)とある。
- <u>27</u> akṛtrima>である。 「摂大乗論会釈」、東北目録 No.4051:北京版 No.5552, fol.333a.によると、「非仮所立」は 〈bcos-ma ma yin-pa
- 研究五八四頁。 E.H. Johnston (ed.), The Ratnagotravibhāga Mahāyānottaratantraśāstra, Patna 1950, p.72, 宇井博士、
- 30 自性 (svabhāva) が不作 (akṛtrima) なることについて、中論第一五章第二偈 (Prasannapadā, p.262) 参照。 「小註」fol. 131b.
- 31 字井博士、大乗仏典の研究五五八頁。 「小註」同右、「大註」(荻原本)九一六頁。

大智度論には次の如くある。

- プトン「阿含の穂」西蔵撰述仏典目録 No.5173, fol.343b
- (34) 「小註」fol.133a,「大註」(荻原本) 九一六頁。「阿含の穂」fol.343b, ツォンカパ「善釈黄金鬘」No. 5412, fols. 239b-240a, b 等参照。なお所引と同一趣旨のことが、聖解脱軍作「二万五千頌優波提舎論現観荘厳註」(東北目録 No. 3787:北京版 No.5185) の中に説かれている(北京版 fol.226a-b)。
- 35 宇井博士、仏教思想の基礎三九六―四〇〇頁参照。
- S. Lévi (ed.), Mahāyāna-sūtrālaṃkāra, Paris 1907, p. 45, 宇井博士、大栗荘厳経論研究一六五頁。
- 36 来法身。於二一切法」自在依止故。」(大正三二、一二九下)とある。 摂大乗論にも「云何応」知:|智差別。由:|仏三身|応」知:|智差別。一自性身、二受用身、三変化身。此中自性身者、
- 38 字井博士、摂大乗論研究七一五頁参照。
- 39 「小註」fol.133a,「大註」(荻原本)九一五頁。
- 239 a) に、またゲレーペーサンポは Haribhadra etc.(西蔵撰述目録 No.5461, fol.214 a) にそれぞれ帰している。 bhadra, Jñānacandra etc. (op. cit., fol.343 b) と、シォンカパは Vairocanabhadra, Haribhadra etc. (op. cit., fol. ダルマミトラは Jñānacandra etc. (東北目録 No.3796:北京版 No.5194, fol.116 b) に帰し、プトンは Vairocana-
- 41 (samūhārtho vā kāyaśabdaḥ / janakāyo balakāya iti yathā / tena (i.e. dharmakāyaśabdena) pravacanasyāp¹ grahaṇaṃ/〉(Poussin,ed., BI 1901,p.3) しある。 「有浄」東北目録 No.3801:北京版 No.5199, fol.228 a. 同一解釈が Bodhicaryāvatāra-pañjikā にも見られる。即ち
- (4) V.Trenckner (ed.), The Milindapanho, London 1928, p.73, 中村博士、インド思想とギリシャ思想との交流一六
- 43 「今顕此身父母生身。是有漏法非..所帰依;所帰依者謂仏無学成菩提法即是法身。」(大正二七、一七七上) 大毘婆沙論には、 大正四八、一二三下参照。 諸如来皆得..十力四無所長三念住大悲十八不共法等勝功徳.故。」(同、八五上、一三一中、六二四上等)。なお大乗大義章 若爾施設論說当11云何通。如11彼説11一切如来応正等覚皆悉平等。答、 法身の語が十数ヵ所用いられている。今の用例の二、三を記すと左の如し。 由,三事等,故名,平等,……(中略)三法身等。

八不共法諸功徳,在,厳衆生。」(大正二五、二七四上) 「為11生身1故説11三十二相。為11法身1説11無相。仏身以11三十二相八十際形好1而自荘厳。 法身以加十力四無所畏四無礙智十

¯修⑴念仏三昧。非↘念⑴仏身。当↘念⑴仏種種功徳法身?」(同、二三六上)

十住毘婆沙論にも次の如くある。

非:|但肉身|故 諸仏雖\有;|無量諸法|不┡与;|余人|共4者有;四十法;若人念者則得;|歓喜;何以故。諸仏非;|是色身;是法身故。] 「菩薩如、是以ハ三十二相八十種好」念」仏生身」己。今応」念」仏功徳法。 所謂又応ト以ハ四十 | 不共法」念ム」仏 (大正二六、七一下) 諸仏是法身

- (44) 本論三三、三九、四四頁等参照。
- $\widehat{45}$ 「間、此四無畏以、何為。「自性。 答、亦以、智為。「自性。゚」 (同、一五八中)、「間、大悲以、何為。「自性。答、 (同一五九中) 等参照。 如」是十力以」何為言自性。答、 以、智為;自性。謂仏意力是智所成。以、智為、体智所摂故。」(大正二七、一五六下) 以〉智為ii自性i]
- $\widehat{46}$ 頁法身の事業の定義、ツォンカパ No.5412, fol.241 a, ゲレーペーサンポ No.5461, fol.214b 等参照。 れぞれよった(ツッチ本二五頁)。なお「殊勝なる境 vist tārtha」が受用・変化二身を意味することについて、 「大註」(荻原本)二〇—二一頁。但し荻原本の abhyupagantavyo, āśaya はツッチ本の abhyupagantavyā, āśrayaに、
- (47) 「小註」fol.133a,「大註」(荻原本) 九一六頁。
- 49 48 ツオンカパは「小註」の文を、①自性の殊勝=不二の心心所、 プトン op. cit., fol. 344 a, ツォンカパ op. cit., fol.241 a 参照。 (2)断の殊勝=無漏に転じたこと、 (3)事業の殊勝1二身と

して顕現し利行を為すこと、の三つに分つ (ibid. fol.241 a)。

- (50)上田博士、前掲書一七七頁。世親釈真諦訳に「諸仏難;|己般涅槃;猶更起」心。般涅槃即法身。更起」心即応化二身。 諸仏己
- 51 法所依止処故名n法身n」(同、 住:|法身;^・・・・・自然顕:|現応化二身;゚」(大正三一、二一七下)とある。 真諦訳は、この外に法即身(持業釈)の解釈を挙げる(大正三一、二四九下)。無性釈も「法性即身故名』法身; 四三六上)と二種の解釈を挙げる。この中の法性即身の解釈がハリバドラの法身に適用さ
- 52 たとえば無静三昧(「論頌」第七偈)の解釈は、 えないことは明らかであろう。 無性のそれ(大正三一、四四〇一下)と同一趣旨であり、 また願智 (第

八偈) 乗 恋厳経論(Lévi, op. cit., p,184)及び摂大乗論釈のそれ(真諦訳、二五六中、無性釈四四○下) (=利行の常住) (第九・一○偈) の解釈は、 「輪廻のある限り住するが故に常住である。」の箇所が「常に三昧に入っているが故に。」とある外は大 の解釈は、摂大乗論釈に説く十二種の法身甚深の相の中の第七顕 と同一である。 現 甚 深」(真諦 大

· Mr 73.

- 53 「小註」fol.134 a,「大註」(荻原本)九一八頁。 二六〇中)と同一趣旨である。但し真諦訳は、大定大智大悲を応身の体となす(二五〇上)。
- $\widehat{54}$ 俗上、法身のみ、②方法=受用・変化二身として顕現すること、 「小註」fol.138 a, 「大註」(荻原本)九二五頁。「小註」の梵文は前掲拙稿二一頁。 (3)事業の本性=所化を利益する行なること、 プトンは、 この文を、 (1)作者= の三つに分

世

56 $\widehat{55}$ 「小註」fol.134 a-b, 「大註」(荻原本) 九一八頁。 「小註」fol.134. a, 梵文は前掲拙稿一九頁。

ര (op. cit., fol. 353 b)°

- 57 「大註」(荻原本)二一頁。
- 59 摄大乗論真諦訳大正三一、

 一五〇上参照。 博士、摄大乗論の研究七一五--六頁参照、 大乗荘厳経論(Lévi, op. cit., p.45)、摄大乗論真諦訳(大正三一、 一二九下)等参照。 なお後者の解釈について、

字

- 60 成唯識論大正三一、五八下参照。
- 61 Johnston, op. cit., p. 97, 和訳は宇井博士、 宝性論研究六一九頁による。
- 参照)……莊山厳衆生。」(二七四上)、金剛般若経論釈「傷言。非#相好果報 明二何義。 大智度論「有;1二種道。一者令m衆生修;1福道。二者慧道。福道故説;1三十二相。慧道故説;1無相。……(中略=本論註(4)) 法身者、 是智相身。 福徳者是異相身故。」(大正二五、 七九五上)。宇井博士、 依:福徳!成就 大乗仏典の研究三九九頁参照。 而得#真法身# 方便異相故
- 63 64 「大註」(荻原本)二一頁。 '小註」fol.138 a, 「大註」(荻原本) 九二三—四頁'
- $\widehat{66}$ 65 大乗莊厳経論菩提品第七四偈 大乗班厳経論 (Lévi, op. cit., p.45)、 摄大乗論 (Lévi, op. cit., p.47)、摄大乗論真諦訳(二五三中)等参照 (大正三一、一二九下) 等参照。
- 67 「小註」fol.138 a, 梵文は前掲拙稿二一頁。 なお本論四三頁「法身の事業」の定義及び註

(54) 参照。

- (86) この文は「小註」になく「大註」(荻原本九一六頁)にのみ存する。本文中に引用される半偈は左記の偈の前半である。 .典は目下未詳であるが、前半偈は竜樹作「超世間讃」 (Lokātītastava)の第二○偈の前半と全同である。 (cf, Poussin,
- Les Quatre Odes de Nāgārjuna, Muséon 1913, p. 13)
- yah pratītyasamutpādah sūnyatā saiva te matā /
- dharmadhātu-vinirmukto yasmād dharmo na vidyate // (萩原本二九七頁)
- 「小註」fol.131 b, 「大註」(荻原本) 九一四頁。
- 70 定義」参照)。「瑜伽行者の世俗」という語を誰が用いはじめたものか目下未詳。 この場合、「世俗」が「瑜伽行者の世俗」と同義であることは両語の用例からして明らかである(本論三七頁「法身の Sāntideva, Bodhicaryāvatāra, IX,

Kā.8 にも用いられている。

- $\widehat{71}$ プトン op. cit., fol.339b
- Dharmakīrtiśrī「難語明」東北目録 No.3794: 北京版 No.5192, fol.297 b, ツォンカパ op. cit., fol.232 b G. Tucci, Minor Buddhist Texts, pt.I, p.201. この偈は、梵文「大乗二十論」の冒頭に附きれている出典不明の
- $\widehat{74}$ 七偈の中の第一偈である。なおツォンカパによると、最初の三偈は同一論書のものである(op. cit., fol. 232b)。 円集要義釈論、大正二五、九〇一上。なお本書のチベット訳によると、ツォンカパの云う三偈が「智者達の言」として
- 引用されている (東北目録 No.3810:北京版 No.5208, fol.100a)。 しかし漢訳では第三偈が偈文でなく長行となってい
- ツッチは、今の偈を次の如く英訳する。
- implies non-exclusion of the notion discriminated. (Tucci, op. cit., p. 204) There is no void as something different from knowledge, in so far as it is know that a discriminating judgemen 山口博士、仏教における有と無との対論一九二頁、野沢静証博士、「清弁の二諦説」日本仏教学会年報第一八号一八頁、
- 「思択焰」東北目録 No.3856:北京版 No.5256, fol.58 b

三三頁等参照。

78 Ibid., fol. 60 a. チベット訳は 〈yan-dag-paḥi kun-rdsogs-kyi bden-pa〉: 北京版 op. cit., fol.64 a. 野沢博士、 前揭論文三二頁参照。

- 80 Ibid., fol.60 a. (mtshan-nid-med-pa don-dam-paḥi rjes-la thob dag-pa ḥjig-rten-paḥi śes-pa).
- 81 「顕現することなく働くことなきが、勝義智の働きである」(Ibid., 59 b) 云々と説かれている所からすると、ハリバIbid., fol.60 a.

ドラの法身を清弁の勝義智に比定するととは問題があろう。清辯の仏身論については他日稿を新たにして論ずる予定であ

る。

の意を表する。

終りに本論文を作成するにあたって、多多懇切なる御教示を賜わった金倉圓照、

数々の著作を出版し、また学界、宗教界及び一般の文化や報道く、真に鬼神も三舎を避ける勢いで、研究の上では主著を始め

に病をえてから後の十年に互る君の活躍は到底人間 業 で は な

君は本当に活動家で、数々の重要な仕事をされました。こと

れました。そのことは独り国内のみならず海外に及び、君は毎

各方面にわたって、常に主導的な役割を果たして来ら

英の席中に起つたのであります。年十月ワシントンで開かれた文化と教育に関する日米会議に出年十月ワシントンで開かれた文化と教育に関する日米会議に出た貢献をされました。現に、今度の君の病の直接の発端は、昨年一、二回は必ず外国に趣いて、学術文化の交流のために偉大

報

713

い出して、私は君の枕頭を去ることが出来ませんでした。 トラ二十五日の夜、私が病院にかけつけた時は既に君の御臨 一月二十五日の夜、私が病院にかけつけた時は既に君の御臨 でありました。ゆるされてお別れの対面を致しましたが、 れわれの恩師であり君の岳父である姉崎博士が御退官の際に、 れわれの恩師であり君の岳父である姉崎博士が御退官の際に、 れわれの恩師であり君の岳父である姉崎博士が御退官の際に、 れわれの恩師であり君の岳父である姉崎博士が御退官の際に、 れわれの恩師であり君の岳父である姉崎博士が御退官の際に、 れわれの恩師であり君の岳父である姉崎博士が御退官の際に、 れわれの恩師であり君の岳父である姉崎博士が御退官の際に、 れわれの恩師でありました。 おいましたが、 それは所作已弁、拾於重ということであります。この言葉を思 それは所作已弁、拾於重ということであります。この言葉を思 されは所作已弁、拾於重ということであります。この言葉を思 という言葉を度々いって居られましたが、 それは所作已弁、拾於重ということであります。

> れたと聞いております。 に深夜の国際電話で意見を求め、覚悟をきめてこの仕事に携わに深夜の国際電話で意見を求め、覚悟をきめてこの仕事に携わ長からお話を受けて、その夜、年来の親友であった Fahs 博士は、この東大図書館の改装の大事業でありました。当時の茅総は、この東大図書館の改装の大事業でありました。当時の茅総は、たの東大図書館の改装の大事業でありました。

さに命の終りの恐ろしさ、苦しさに迫られ、 けれども、君自身が私に言われたことがあったように、君はま ので、われわれの驚ろきや心配も麻痺したほどでありました。 らはらして眺めたものでした。しかし、余りにその度が重なる であると思われます。実際私どもは、真白い縫帯に血をにじま また、事業にたいして厳しい覚悟と決意をもって居られたから しい言葉を口にされ続けていたことは、生きる態度において、 ど君はあたたかく、玲瓏たる人格でした。その君が、敢てはげ 人間になりたい、俺は喧嘩をするよ↓といわれました。それほ からであります。病をえてから後、むしろ君は「喧嘩の出来る を君からきくことを不自然と感じ、或いは皮肉と受取った者も せて、手術台から大学へ、或いは種々の会合に出られる君をは あったでありましょう。君は決して、嬌激な人物ではなかった える言葉をよく口にされました。人によっては、こういう言葉 違える」とか、色々なことを「戦いとった」とか、嬌激にきこ 君は数年来、 「命をかけている」とか、「仕事や入間とさし おびやかされ、 仕:

いる」と君は私に語られたこともありました。ます。「その苦悩を自分は妻によって和らげられ、慰められてそうした君の内面には、まさに深い苦悩があったことと思われ事の処理に、何時も「今日を最後」として向われていました。

君は大学を卒業後、直ちに研究室に入り、昭和五年に開催さに、私どもは襟を正して深い尊敬を捧げます。を荷って、あれだけの仕事をされた君の内面的な努力と意志力をは本当によくやられた。普通の人ならば崩折れるこの苦悩

れた東京大学宗教学講座開設二十五周年記念事業のことに当られた東京大学宗教学講座開設二十五周年記念事業のことに当られましたが、日本宗教学会はこの記念会を機会として創立せられましたが、日本宗教学会はこの記念会を機会として創立せられましたが、日本宗教学会はこの記念会を機会として創立せられましたが、その準備期においても、実施の際に当っても、総幹事としたが、その準備期においても、実施の際に当っても、総幹事としたが、その準備期においても、実施の際に当っても、総幹事としたが、その準備期においても、実施の際に当っても、総幹事としたが、その準備期においても、実施の際に当っても、総幹事としたが、その準備期においても、実施の際に当っても、総幹事としたが、その準備期においても、実施の際に当っても、総幹事としたが、その準備期においても、実施の際に当っても、総幹事としたが、その準備期において、実施の際に当っても、総幹事としたが、その準備期において、実施の際に当っても、総幹事を主宰され、この会議の成功は、大きくかかって君の努力の結果によるものであるとの成功は、大きくかかって君の努力の結果によるものであると申せるのであります。

は、アジア・アフリカ地域の研究促進をはかる機関としてAA五年ドイツで開かれた第十回国際宗教学宗教史会議に おい てを図る任務が日本宗教学会に託されました。つづいて昭和三十東洋の諸宗数にむかい、東洋諸国における宗教研究の育成強化東の国際会議開催を機緑として、欧米の学者の関心がとくに

カ国に視察、勧誘の旅にも出られたのでした。ました。そして、この要務のために君は実際にアジア地域の数本部の機構の一部とされましたが、君はその委員長にあげられグループ日本委員会が設置され、これが国際宗教学宗教史学会

く感謝致します。 は、ここに君の逝去に深甚の弔意を表し、君の大きな貢献を深は、ここに君の逝去に深甚の弔意を表し、君の大きな貢献を深く感謝なります。

日本の宗教学は、姉崎博士によって東大に講座が開設されて以来、因襲に囚われない、広い科学的な研究の業績をも多くの調査をはじめ、門下の人々とともに局地研究の業績をも多くにあったようでありましたが、後には、この立場から広く文化にあったようでありましたが、後には、この支場から広く文化にあったようでありましたが、後には、この関心は心理学の分野にあったようでありました。当ない科学的な研究の伝統が養われて以来、因襲に囚われない、広い科学的な研究の伝統が養われて以来、因襲に囚われない、広い科学的な研究の業績をも多くの調査をはじめ、門下の人々とともに局地研究の業績をも多くの調査をはじめ、門下の人々とともに局地研究の業績をも多くの調査をはじめ、関係に関係している。

君の研究は完成しなかったかも知れません。しかし、君の忘れに研究意図は、多くの優れた門下の人びとによって必ずや受けつがれるでありましょう。また君の図書館その他に関する事はつがれるでありましょう。また君の図書館その他に関する事者の研究は完成しなかったかも知れません。しかし、君の志

し参画された国際的研究交流の事業も、日を次いで進められる事業が君の敷かれた軌道を着々と進みつつあり、また君が計画究所所長、国際宗教研究所所長等として君が計画された諸々の国際交流の仕事においても、国内では国学院大学日本文化研

でありましょう。

ぞれの道を進んでおられます。 君が尊敬し愛された三世夫人は健在で、立派な令息達はそれ

派に残っていまます。 君の意図は或いは実現半ばであったとしても、君の仕事は立

ましょう。 れわれは、いや、日本の文化の歴史は長く君を忘れないであり 君の曇りのない、清潔な玉のような人格の記憶とともに、 わ

昭和三十九年二月六日

日本宗教学会会長 石

津 照

璽

執 筆 国学院大学日本文化研究所副主事 者 紹

伊原 上田 賢治 照蓮

九州大学助教授

天野

宏英

東北大学大学院

介

(310)

The Date of Mandanamisra

Shoren IHARA

A prominent hypothesis on Maṇḍana's date, saying his active period 670-720 A. D., based on Chinese documents, lost its strength, because the Tibetan documents have proved the Chineses false. The writer compared Maṇḍana with Dharmakīrti as terminus a quo, Śāntarasita and Kamalaśīla as terminus ad quem, whose dates are almost decisive in connection to Chinese sources. From the comparison, the date of Maṇḍana comes out between c.650 and the second half of the eighth century A.D.

If one could identify his interpretor Umveka with a poet Bhavabhuti under the patronage of King Yaśovarman, the date of Maṇḍana seems to lie within the second half of the seventh century A.D.

Considering every circumstances, the writer places Maṇḍana's active period between 670-680 A.D.

Psychosis and Sin

Kenji UEDA

There is something contradictious in the Freud's psychoanalytic understanding of sin against the religious standpoint. The psychoanalysis would cure its psychopath by releasing him from excessive moral requirements of conscience, while such a method can not bring up moral responsibility based upon self-decisions. On the other hand, religion gives the possitive estimate on guilt feeling.

According to Mowrer, the psychopath would not success to come out of his sickness, why he himself will not bear the responsibility for his self-existence. Psychiatry is unable to resolve the problem without introducing moral concepts into itself. Therefore, he does not treat psychosis as sickness but as sin.

Again, Frankl, his analysis of existence and logotherapy, expect to make individuals conscious of responsibility for liberty of personality.

Something common between Mowrer and Frankl is the understanding that psychosis means abandonment of liberty and responsibility as self-personality, just what religion calls sin.

The writer does not intend here to confuse two fields, thology and psychology, but to discuss the light from the theological field about human understanding on the psychological field.

Buddha-kāya Theory of Haribhadra

Koei AMANO

Taking up the characteristic buddha-kāya theory of Haribhadra—his four kāya theory—, which appears in Āryāṣṭasāhasrikā-prajñāpāramitā-vyākhyābhisamayālaṃ-kār'āloka and Abhisamayālaṃkāra-nāma-prajñāpāraramitôpadeśa-śāstra-vṛtti, the commentaries on Abhisamayālaṃkāra-śāstra, the writer compares it with the buddha-kāya theory of the yoga sect, etc. under two heads: (1) every kāya of the four kāya theory and (2) relation of svabhāva-kāya with other three kāyas.

In brief, it seems that the unique four kāya theory of Haribhadra took its fundamental standpoint out of the two satya theory, while owing its general principles of the buddha-kāya theory to the yoga sect.